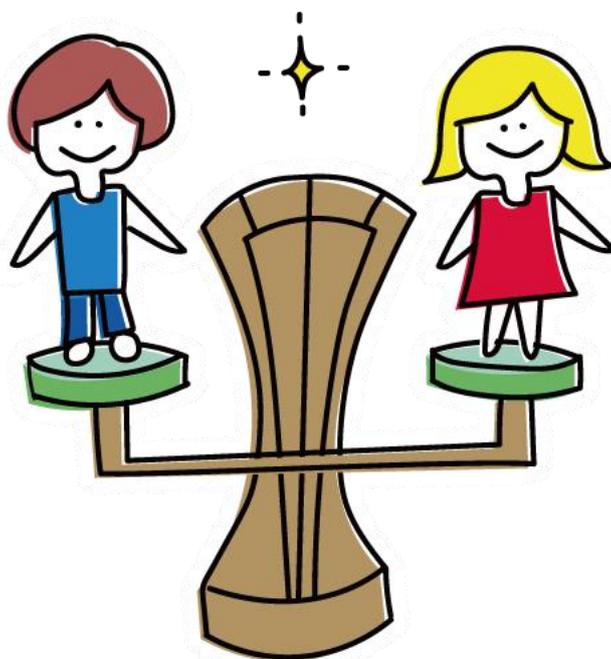


# 山江村

## 第3期男女共同参画基本計画

2021▶▶▶2025



令和3年3月  
熊本県 山江村



## はじめに



山江村では、平成23年4月1日から「山江村男女共同参画推進条例」を施行しており、この条例に基づき、平成28年3月に「第2期山江村男女共同参画基本計画」を策定しています。性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直しに向けた取り組みなどにより、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきたところです。

我が国では現在、少子高齢化の急速な進行による経済成長の衰退、高齢者の増加における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響が及んでおり、それに対応するべく女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの実現など女性の参画拡大を促進するとともに、人権の尊重と健康に配慮した社会、女性に対する暴力の根絶などの施策が推進されています。

しかし、令和2年度に実施した村民意識調査の結果においては、依然として社会における性別による固定的役割分担意識や慣行など、男女共同参画社会を形成する上での課題は数多く残されていることが明らかになりました。それらの解決に向けては男女共同参画の視点を持った各種施策の推進が重要となっています。

このような村民意識調査結果や、国の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、この度「山江村第3期男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画においては、「男女がともに尊重し、助け合い、幸せを感じるむら 山江」を基本理念とし、この実現に向けて、むらづくりを進めて参りたいと考えております。

今後とも村においては、男女共同参画社会の必要性を一層理解していただけるよう、様々な啓発活動や環境整備の充実を図って参りますので、村民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました山江村男女共同参画審議会委員並びに村民意識調査にご協力いただきました村民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和3年3月

山江村長 内山 慶治



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画策定の体制 .....	4
(1) 山江村男女共同参画審議会等における検討 .....	4
(2) 山江村男女共同参画推進に関する村民意識調査の実施 .....	4
5 近年の男女共同参画の動向 .....	5
(1) 国連と世界の動き .....	5
(2) 国の動き .....	6
(3) 熊本県の動き .....	9
(4) 山江村の動き .....	9
<b>第2章 山江村の男女共同参画の現状</b> .....	<b>11</b>
1 統計からみる現状 .....	12
(1) 人口・人口動態 .....	12
(2) 雇用・就労状況 .....	17
(3) 政策・方針決定過程の場 .....	19
2 第2期計画の点検・評価 .....	20
(1) 数値目標の達成状況 .....	20
(2) 施策の点検・評価 .....	20
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>25</b>
1 基本理念 .....	26
2 基本目標 .....	27
3 取り組みの体系 .....	28
<b>第4章 計画の内容</b> .....	<b>29</b>
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり .....	30
(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進 .....	36
(2) 学校等における男女共同参画の推進 .....	37
(3) 生涯学習における男女共同参画の推進 .....	38
(4) 性の多様性についての理解促進 .....	39
基本目標2 誰もが安心して暮らせる社会づくり .....	40

(1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進 .....	41
(2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり .....	42
基本目標3 男女がともに参画する社会づくり .....	43
(1) 村の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 .....	49
(2) 家庭における男女共同参画の推進 .....	50
(3) 地域における男女共同参画の推進 .....	51
(4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進 .....	52
基本目標4 女性が活躍し、男女がともに働きやすい環境づくり【女性の活躍推進計画】	53
(1) 女性の活躍を支える環境の整備 .....	57
(2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援 .....	58
(3) 働く場における男女共同参画の推進 .....	58
基本目標5 男女間に対する暴力を許さない対策の充実 .....	60
(1) DVの防止に向けた情報提供や啓発 .....	62
(2) 相談・連携体制の整備・充実 .....	63
(3) 被害者に対する支援の推進 .....	63

第5章 計画の数値目標 .....	65
-------------------	----

第6章 計画の推進体制 .....	67
-------------------	----

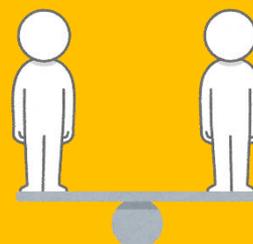
1 推進体制の整備 .....	68
(1) 庁内推進体制 .....	68
(2) 庁外推進体制 .....	68
2 連携体制の整備 .....	68
(1) 各種団体等との連携 .....	68
(2) 国・県等との連携 .....	68
3 計画の進捗管理 .....	68

資料編 .....	69
-----------	----

1 山江村男女共同参画推進条例 .....	70
2 山江村男女共同参画審議会委員名簿 .....	74
3 山江村男女共同参画推進庁内委員会設置要綱 .....	75
4 山江村男女共同参画推進庁内委員会委員名簿 .....	76
5 策定体制図 .....	76
6 用語解説 .....	77
7 男女共同参画社会基本法 .....	81
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	87

# 第 1 章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の体制
- 5 近年の男女共同参画の動向



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

人口減少や高齢化社会の進行、経済の低迷や雇用環境の悪化など、社会情勢は変化し続けており、人々の価値観や生活のスタイルにも変化や多様性をもたらしています。

我が国においては、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取り組みを展開してきました。

本村では、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択でき、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成23（2011）年4月1日に「山江村男女共同参画推進条例」を施行しました。また、平成28（2016）年には、「山江村第2期男女共同参画基本計画」（以下、前回計画という。）を策定し、行政、村民、事業所等が協働して男女共同参画を総合的・計画的に推進してきました。

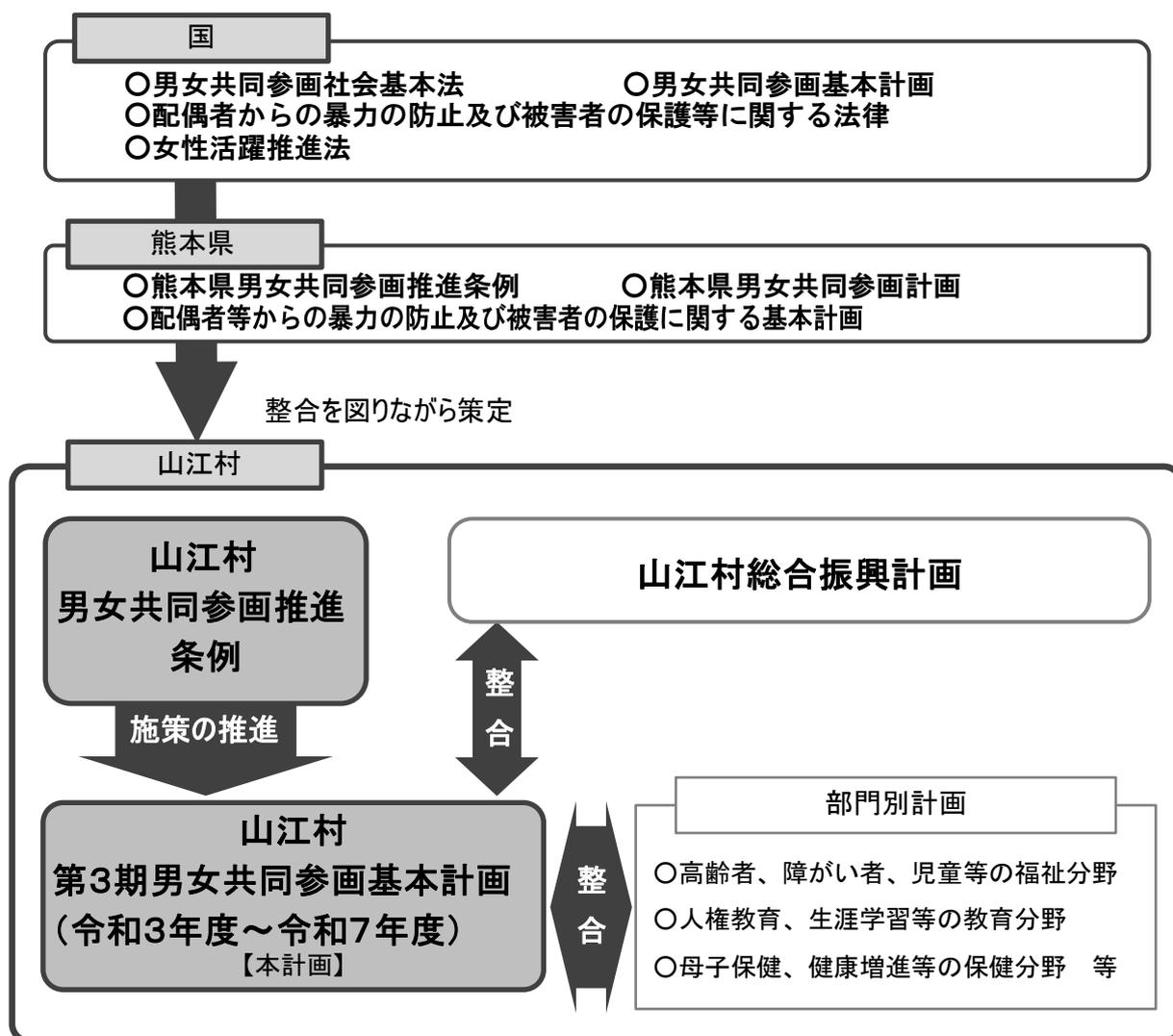
しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習や社会制度・慣行は依然として根強く残っているとともに、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境整備や政策・方針決定過程への女性の参画拡大等、多くの課題が残っています。

また、全国的にみると、人口減少や高齢化社会の進行、経済の低迷と雇用環境の悪化、さらには配偶者等からの暴力の深刻化、そして度重なる地震や豪雨等の災害経験から、男女共同参画の視点に立った防災対策や災害復興への対応等、新たな課題への対応が必要となっており、本村においても、これらの新たな課題に対応する必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取り組みの成果、村民の意識および社会経済状況の変化等を反映した、「山江村第3期男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、本計画という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、「山江村男女共同参画推進条例」第9条に基づく、本村の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」および県の「熊本県男女共同参画計画」、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を勘案した計画です。
- 本計画は、「第6次山江村総合振興計画」との整合を図り、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定する計画です。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における取り組みの進捗状況を考慮し、柔軟に見直しを行います。

### 4 計画策定の体制

#### （1）山江村男女共同参画審議会等における検討

本計画の策定にあたっては、総合的な観点からの検討および村民参画による計画づくりが必要であるため、関係団体等の代表から構成される山江村男女共同参画審議会、庁内の男女共同参画社会づくりに関わる施策や事業を担う課から構成された男女共同参画推進庁内委員会において、男女共同参画推進における課題や今後の方向性を協議しました。

#### （2）山江村男女共同参画推進に関する村民意識調査の実施

計画策定にあたり、基礎資料とするため村民を対象とした調査を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識等の実態を把握しました。

##### ■ 村民意識調査の配布・回収状況

調査の種類	調査対象	調査対象数 (配布数)	回収数	回収率
山江村男女共同参画推進に関する村民意識調査	山江村に居住する満15歳以上の村民	1,000人	442件	44.2%

#### （3）パブリックコメントの実施

募集期間	概要
令和3年2月5日～ 令和3年2月19日	村ホームページに掲載、村役場健康福祉課で供覧

## 5 近年の男女共同参画の動向

### (1) 国連と世界の動き

#### ● 女子差別撤廃委員会による我が国報告審議

平成21年（2009年）には、ニューヨークの国連本部での女子差別撤廃委員会において、我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議が行われました。同年、同委員会から我が国の報告に対する最終見解が示され、条約のさらなる実施に向け、我が国に対して勧告が出されました。

#### ● 「北京+20」（第59回国連婦人の地位委員会）

平成27年（2015年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、「北京+20」（第59回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることを表明するとともに、「ポスト2015年開発アジェンダ」において、「北京宣言及び行動綱領」の完全で効果的な実施が必要であることや、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。こうした取り組みを強化するため、第59回国連婦人の地位委員会（CSW）において、今後、「ポスト2015年開発アジェンダ」の取組状況のフォローアップや、大臣級の参加による対話型のセッションを行っていくことなども決議されました。

#### ● 「ジェンダー・ギャップ（GGI）」発表

令和元年（2019年）に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、わが国は153か国中112位となっています。

「男女共同参画はそれ自体が最重要課題であるが、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資を巡る競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わる。今が、国民一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。」とされ、こうした危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要があるとされました。

## (2) 国の動き

### ● 「パートタイム労働法」の改正

パートタイム労働者にとってより働きやすい雇用環境を整備するため、平成19年（2007年）、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」が改正され、短時間労働者を対象とした通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常労働者への転換の推進等が盛り込まれました。また、平成26年（2014年）に、より一層の均等・均衡待遇の確保の推進をめざして、パートタイム労働者の公正な待遇の確保、パートタイム労働者の納得性を高めるための措置、パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設などの内容について改正されました。

### ● 「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

平成19年（2007年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。各々のライフサイクルやスタイルに応じて個性と能力を活かす仕事と生活の調和の推進が、人口減少時代の労働力確保や、人材活用の観点からも一層注目され、内閣府は平成20年（2008年）を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、「カエル！ ジャパン」をキャッチフレーズとしたキャンペーンを開始しました。

### ● 「女性の参画加速プログラム」の策定

平成20年（2008年）、さまざまな分野での女性の参画拡大のさらなる戦略的な取り組みのために「女性の参画加速プログラム」が策定され、仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識の改革が、基本的方向として掲げられました。

### ● 「次世代育成支援対策推進法」の改正

平成20年（2008年）、子どもたちの育成と仕事が両立できる職場環境づくりをさらに進めるため、次世代育成支援対策推進法が改正されました。改正により、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が、従業員数101人以上の企業に拡大されました。

また、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、法律の有効期限が平成37年（2025年）3月31日まで10年間延長されました。（平成26年（2014年）4月23日施行）

### ● 「育児・介護休業法」の改正

平成21年（2009年）、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正され、短時間勤務制度や所定外労働免除の

義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業取得促進等の法整備が行われました。

### ●「DV防止法」の改正

平成19年（2007年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正されました。これにより保護命令の対象拡充、接近禁止命令の拡充等、被害者支援の充実が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV基本計画）」の策定および配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。

さらに、平成25年（2013年）の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力およびその被害者についても、配偶者からの暴力およびその被害者に準じて法の適用対象とされることとなり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正DV防止法）」に改められました。

### ●「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」の策定

平成24年（2012年）、女性の活躍によって我が国の経済再生を図るため、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員からの率先した取り組みの3つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が取りまとめられました。

### ●「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置

平成26年（2014年）、さまざまな状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、内閣に、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置されました。

### ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立

平成27年（2015年）8月に「女性活躍推進法」が成立しました。法律では、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」が基本原則として定められています。その上で、従業員301人以上の民間企業と国、自治体においては、女性の活躍に関する状況の把握や分析、それに基づく「行動計画」の策定・公表等、女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられています。なお、10年間の時限立法となっています。

## ●「SDGs実施指針」決定

平成28年度（2016年度）に、SDGsの担い手として女性のエンパワーメントを図り、あらゆる分野における女性の活躍を推進していくことが掲げられています。

## ●「いじめの防止等のための基本的な指針」改訂

平成29年度（2017年度）に、「性同一障害や性的傾向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが盛り込まれました。

## ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行

平成30年度（2018年度）に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

## ●「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定

令和2年12月25日に閣議決定されました。

これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」として要約されるとされました。

計画では、3つの政策領域（「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」）に加え、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「Ⅳ 推進体制の整備・強化」で構成されています。また、Ⅰ～Ⅲの各政策領域の下に重点的に取り組む11の個別分野を設け、これら11分野及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」について、それぞれ令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」が設定されました。

### **(3) 熊本県の動き**

熊本県では、平成14年（2002年）に「熊本県男女共同参画推進条例」が施行され、また同年に、くまもと県民交流館「パレア」の開館に伴い「熊本県男女共同参画センター」が設置されました。

平成23年（2011年）には、「第3次熊本県男女共同参画計画」を策定し、長時間労働を前提とした働き方の見直しや子育て・介護支援の充実など男性・女性がともに多様な生き方を選択・実現できる取り組みや男性、子どもにとっての男女共同参画の推進、農林水産業における女性の参画の拡大など、「男女がともに自立し、支えあう社会の実現」に取り組んできました。

平成26年（2014年）には、「第3次熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DVの防止、被害者の保護・支援等に取り組んでいます。

平成27年（2015年）には、産学官の連携により、「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトとして位置付け、経済分野における女性の社会参画の加速化に取り組んでいます。

平成28年度から、「第4次熊本県男女共同参画計画」に基づく各種取り組みが実施されます。

### **(4) 山江村の動き**

本村は、平成23年4月1日から「山江村男女共同参画推進条例」を施行しており、この条例に基づき、村民一人ひとりがそれぞれの立場で、男女共同参画社会の構築に向けて取り組むため、「山江村男女共同参画基本計画」を策定しています。

この計画の大きな目標として、本村における各種審議会等の女性委員の割合（登用率）の目標値を40%とし、政策・方針決定過程に、積極的な女性の意見を反映させるための取り組みを進めることとしており、平成25年度には、男女共同参画審議会において、各種審議会における女性の登用率40%達成を目指すうえでの要望書を村へ提出しています。また、審議会委員及び役場職員の知識・意識の高揚のための研修を実施しました。

その後、平成28年3月に現状・課題及びこれまでの取組の評価を踏まえ、「山江村第2期男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進しています。

## コラム①

### ※持続可能な開発目標（SDGs）とは？

地球に住むすべての人が暮らしやすい社会を将来に引き継いでいくため、2015年9月に国連総会で採決された世界共通の目標。2030年までに経済・社会・環境など様々な課題に取り組もうと定められました。世界中の“誰一人取り残さない”を理念としています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、SDGsの目標（ゴール）のうち、「ジェンダー平等を実現しよう（ゴール5）」に関連します。しかし、実現のためには、「質の高い教育をみんなに（ゴール4）」、「働きがいも経済成長も（ゴール8）」、「パートナーシップで目標を達成しよう（ゴール17）」などの課題を解決する必要があります。

男女共同参画社会の実現は、SDGsのほかの目標達成に貢献することにつながります。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

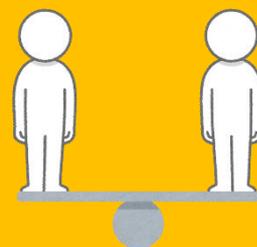


### 目標5

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

## 第2章 山江村の男女共同参画の現状

- 1 統計からみる現状
- 2 第2期計画の点検・評価



## 第2章 山江村の男女共同参画の現状

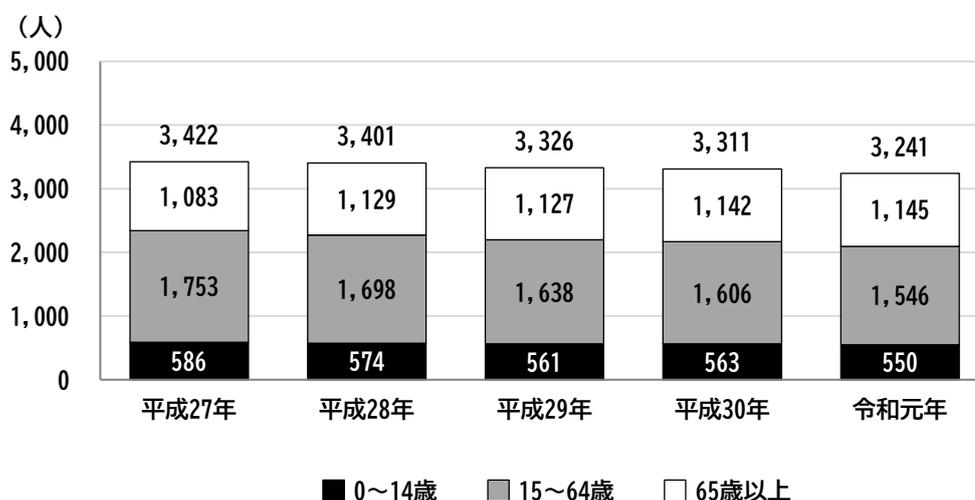
### 1 統計からみる現状

#### (1) 人口・人口動態

本村の総人口は令和元年現在、3,241人と年々減少しています。年齢3区分別で見ると、65歳以上の割合が上昇しており、0～14歳の割合はほぼ横ばい、15～64歳の割合は低下しています。

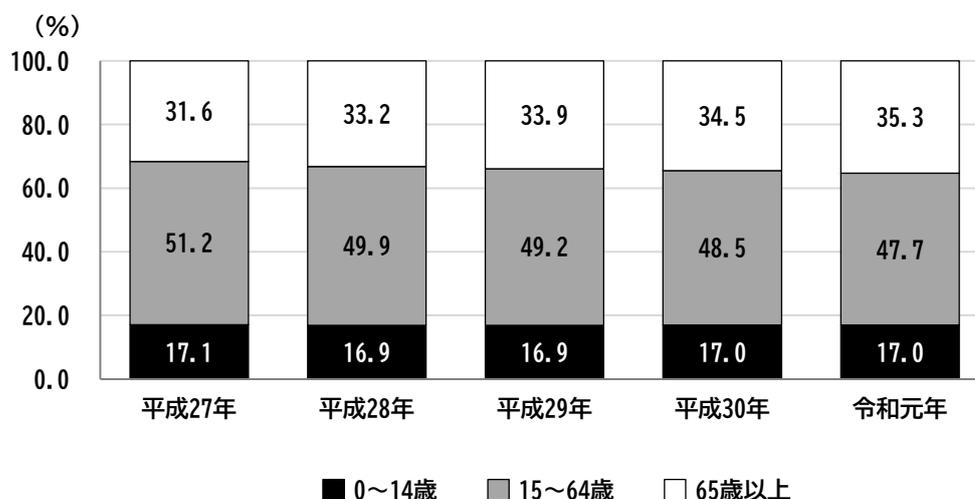
人口ピラミッドをみると、60歳代人口が最も多く、ピラミッドの裾野が次第に狭くなる傾向にあります。また、70歳以上では女性が男性より顕著に多くなっています。

#### ■ 年齢3区分別人口の推移



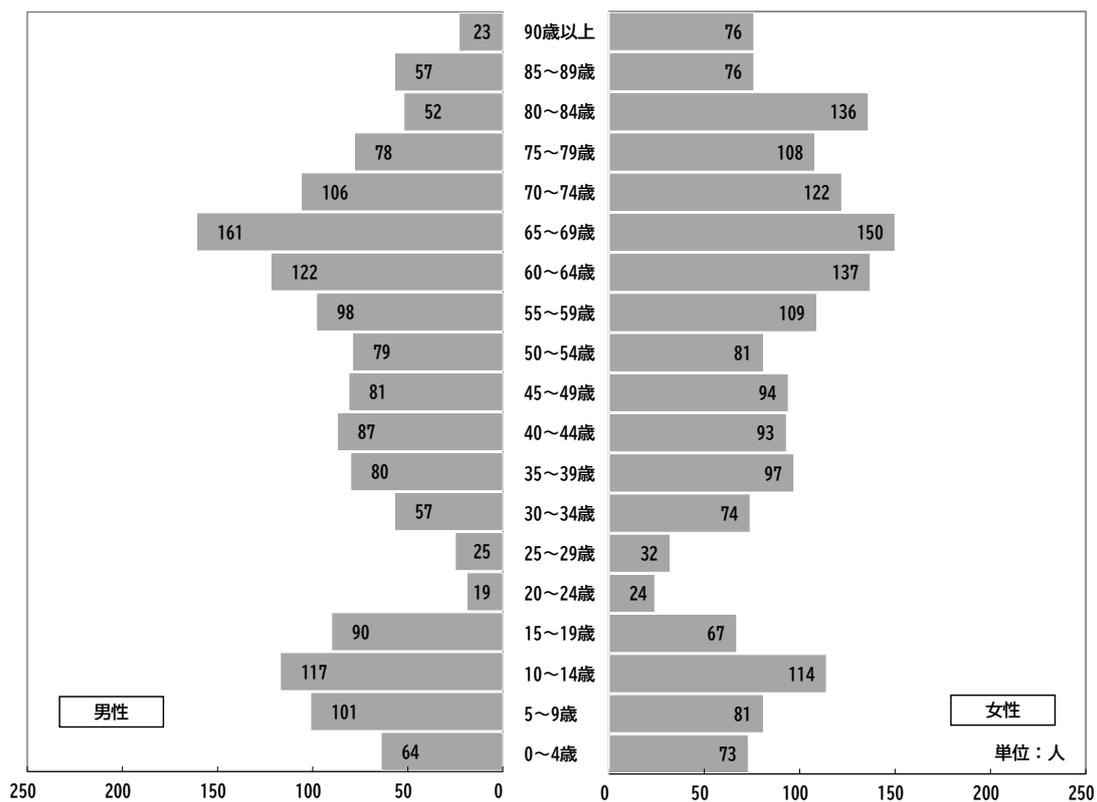
資料：熊本県推計人口調査（年報）

#### ■ 年齢3区分別人口割合の推移



資料：熊本県推計人口調査（年報）

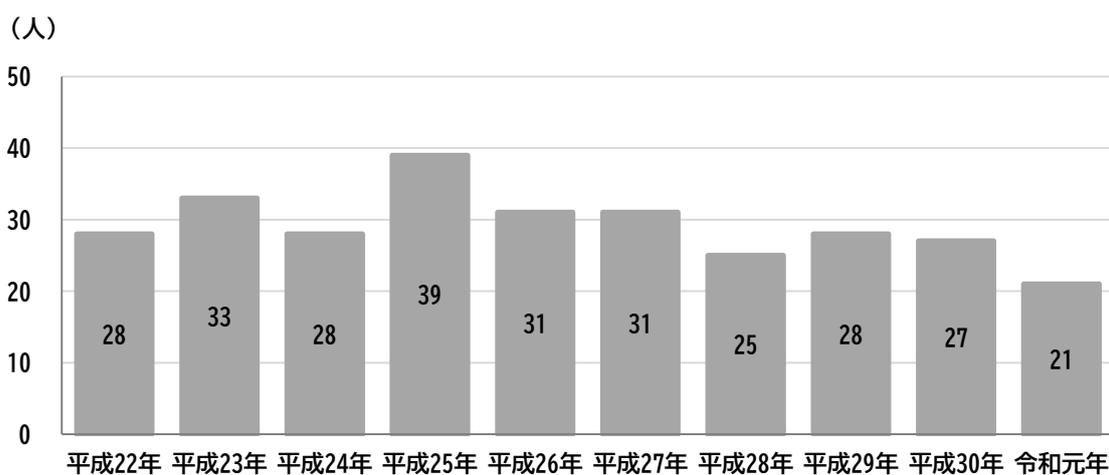
## ■人口ピラミッド



資料：熊本県推計人口調査（年報）（令和元年度）

本村の出生数は平成25年の39人から、減少に転じています。平成29年に28人まで再び増加しましたが、令和元年には21人となっています。

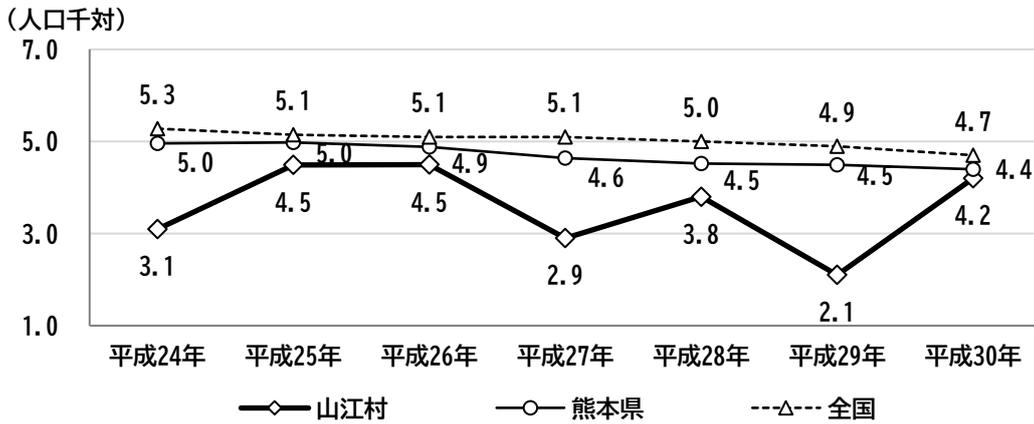
## ■出生数の推移



資料：熊本県推計人口調査（年報）

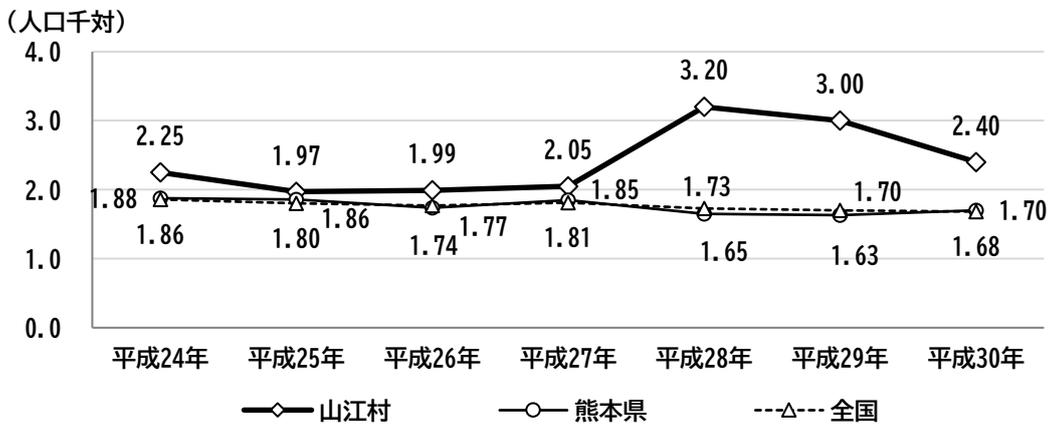
本村の婚姻率は増減を繰り返しながら平成29年では2.1と、平成24年より全国、熊本県を下回りながら推移していましたが、平成30年には4.2と増加し、全国、熊本県の割合に近づいています。一方、離婚率は平成27年まではほぼ横ばいに推移していましたが、平成28年には増加し、平成30年で2.4となり全国、熊本県より上回っています。

■婚姻率の状況



資料：山江村及び熊本県については熊本県HP「熊本くらしの指標100」より、全国については厚生労働省「人口動態調査」

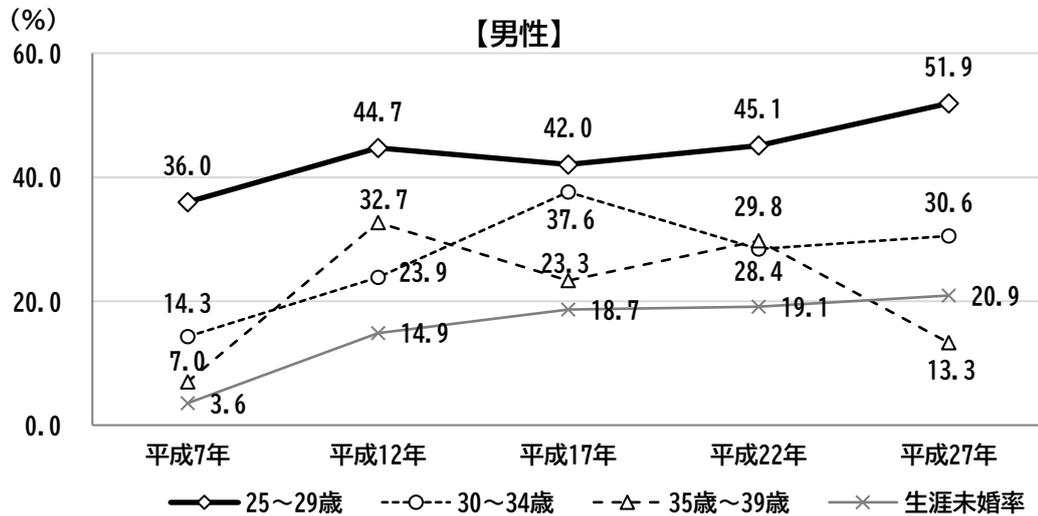
■離婚率の状況



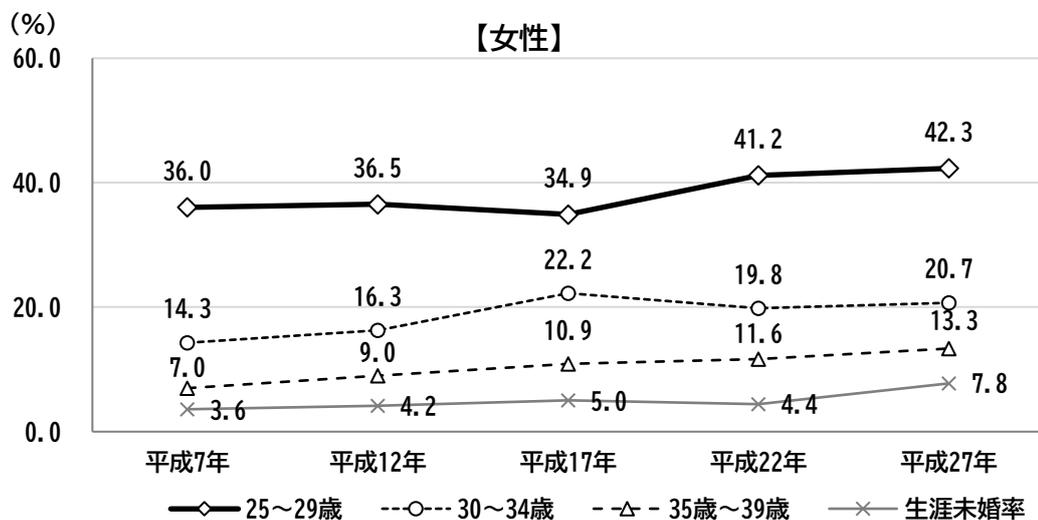
資料：山江村及び熊本県については熊本県HP「熊本くらしの指標100」より、全国については厚生労働省「人口動態調査」

平成7年から平成27年の本村の未婚率の推移をみると、男性の25～29歳が顕著に増加しており、女性は全体的に緩やかな増加がみられます。各年齢層で男性の未婚率が女性より高くなっており、平成27年の生涯未婚率は男性で20.9%、女性で7.8%となっています。

■未婚率の推移



資料：国勢調査

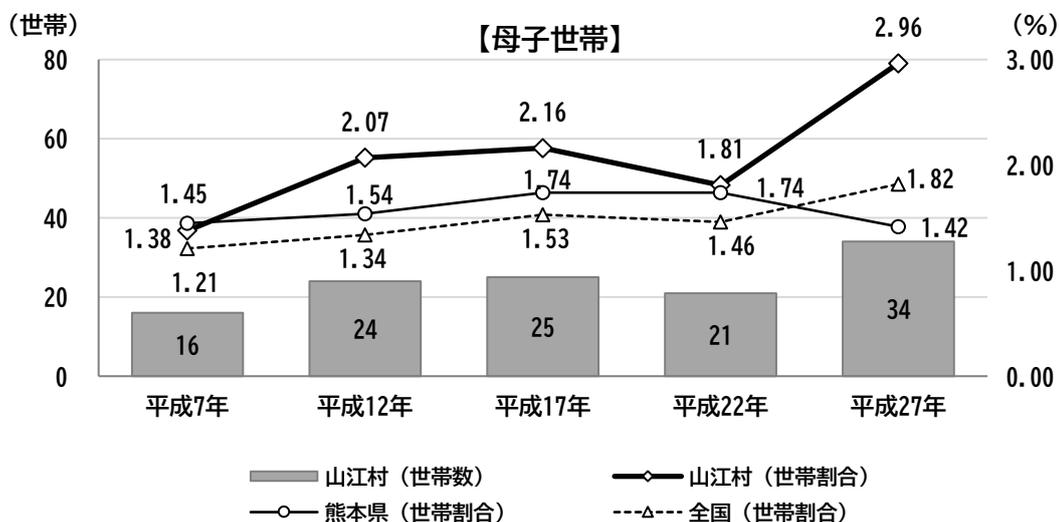


資料：国勢調査

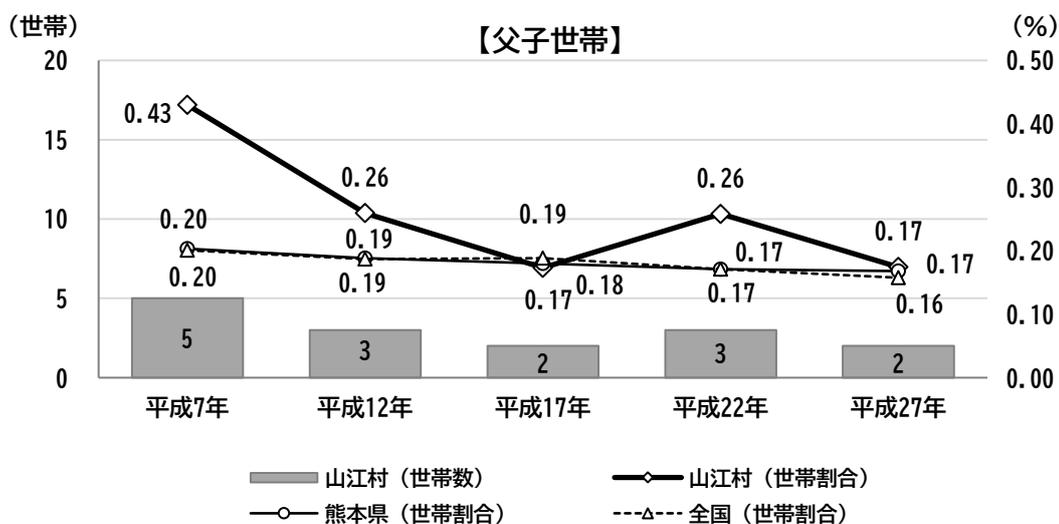
※「生涯未婚率」とは、「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの

本村のひとり親世帯数は平成27年で母子世帯は34世帯、父子世帯は2世帯となっています。一般世帯に占める割合は、母子世帯は全国、熊本県より高い割合となっており、父子世帯は全国、熊本県とほぼ同じ割合となっています。

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査



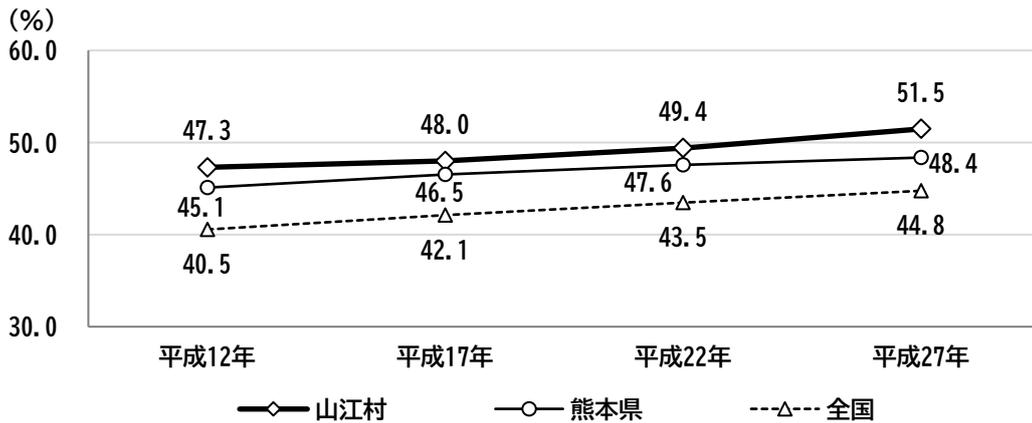
資料：国勢調査

## (2) 雇用・就労状況

雇用者に占める女性の割合をみると全国的に増加傾向にあり、本村では平成12年は47.3%でしたが、平成27年には4.2ポイント増加して51.5%となっています。

女性の労働力率を年齢別にみると、平成27年では20歳代、30歳代、40歳代はほぼ横ばいで推移し、50歳代以降は減少しています。本村は、全国、熊本県よりも全ての年代で労働力率が高く推移しています。

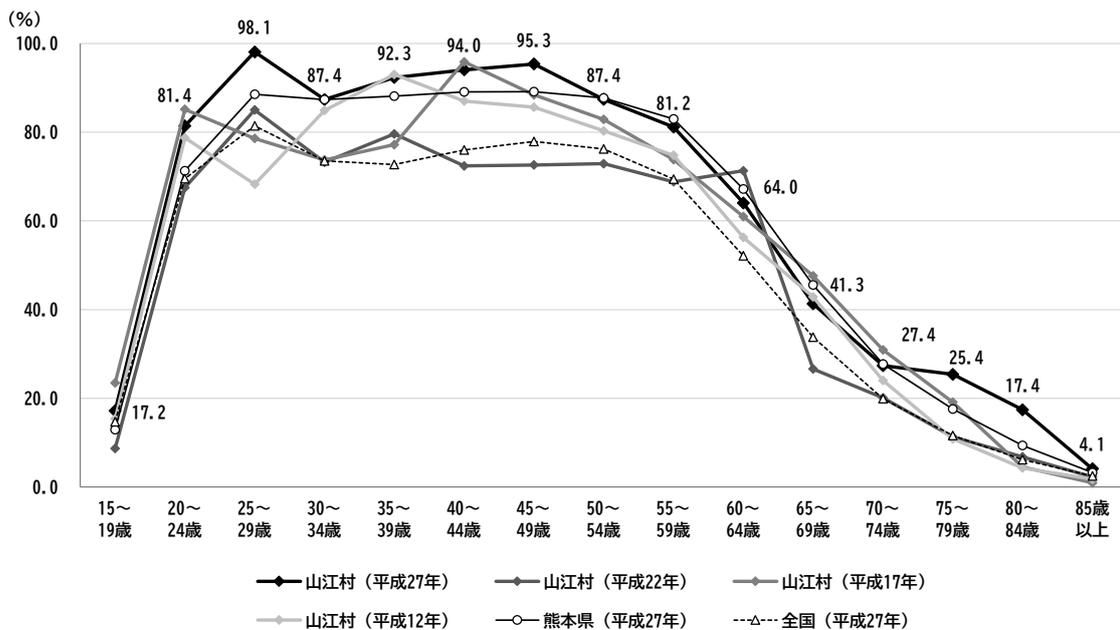
### ■女性雇用者割合の推移



資料：国勢調査

※「雇用者」とは、会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇い等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人（ここでは役員を含んでいる）

### ■女性の労働力率の推移

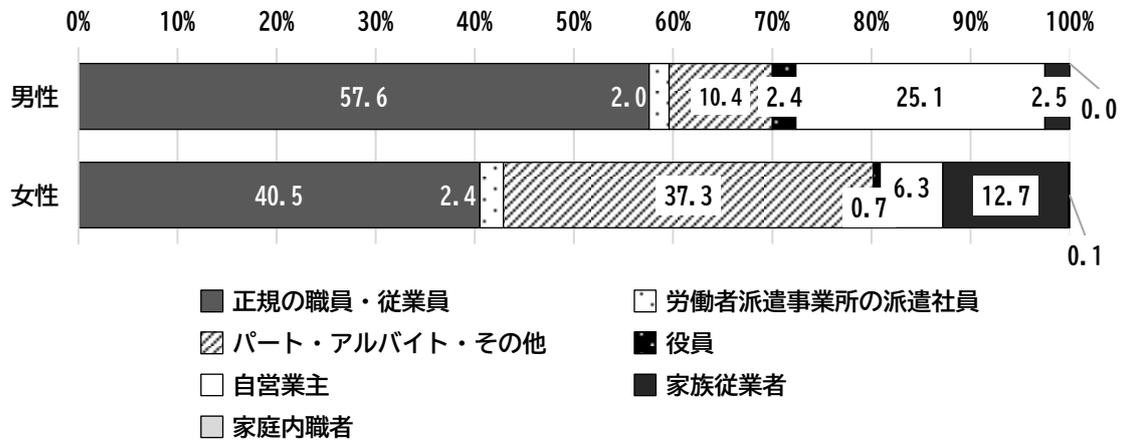


※グラフの値は山江村（平成27年）の数値

資料：国勢調査

本村の雇用者における従業上の地位の状況をみると、女性は男性より正規の職員・従業員の割合が低く、パート・アルバイト等の非正規の割合が高くなっています。

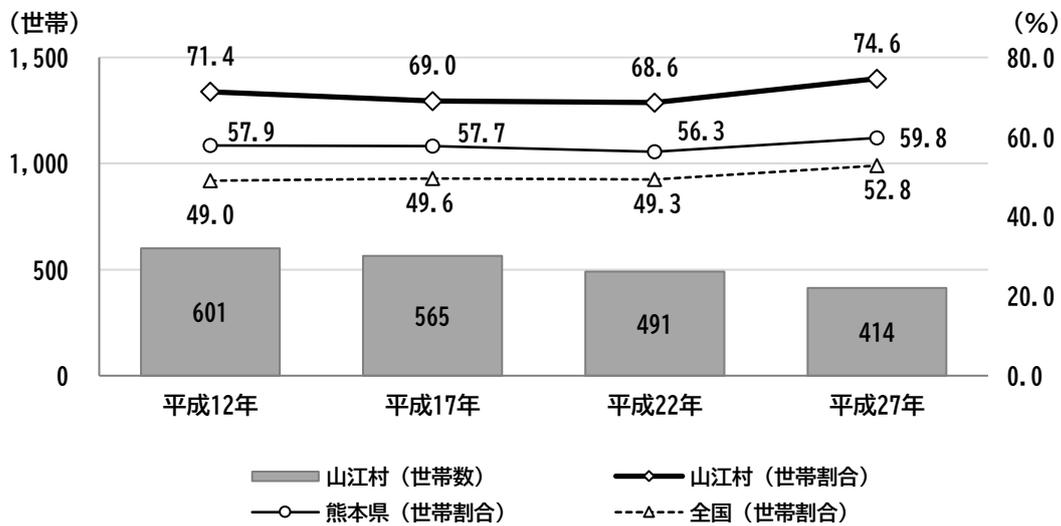
■ 従業上の地位の状況



資料：国勢調査

本村の子どもがいる夫婦の共働き世帯の割合をみると、平成12年から平成22年にかけて減少していましたが、平成27年には全国、熊本県と同様、再び増加に転じています。

■ 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移



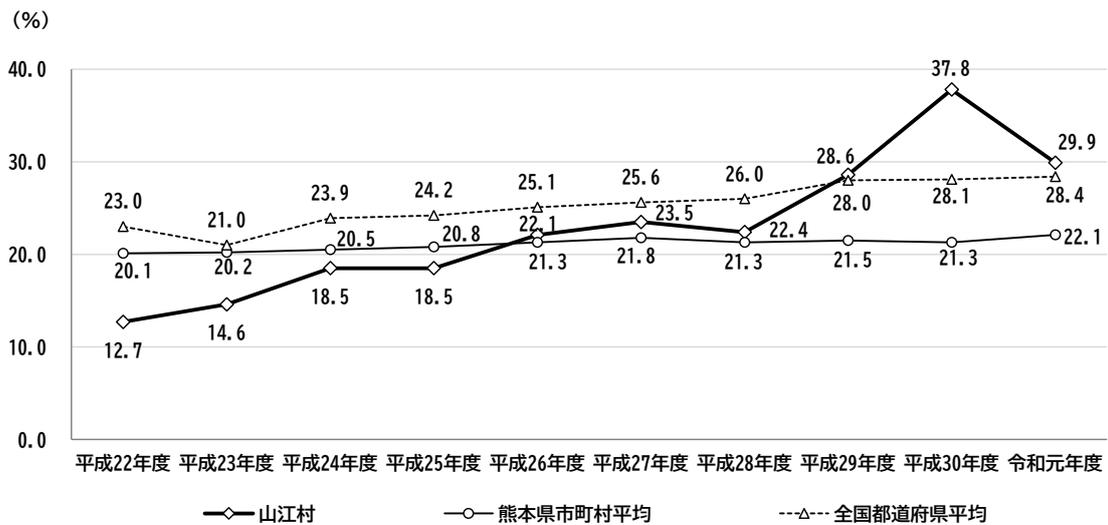
資料：国勢調査

### (3) 政策・方針決定過程の場

地方自治法に基づく本村の審議会等における女性割合をみると、平成30年度までは増加傾向で推移していましたが、令和元年度は減少に転じ29.9%となっています。

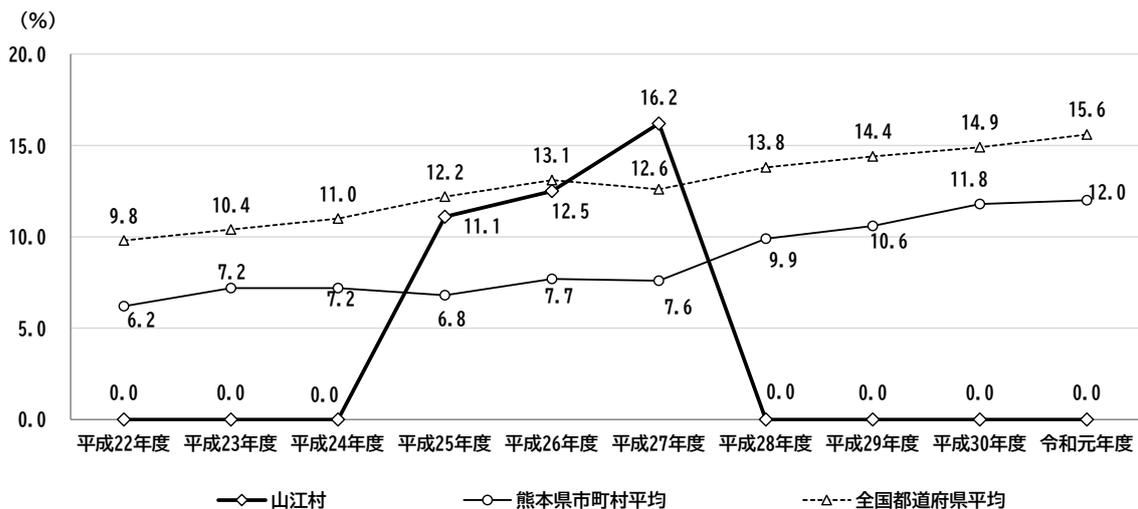
職員に占める女性管理職割合をみると、平成24年度までは0.0%で推移したものの、それ以降は増加しており、平成27年度では16.2%となっていました。平成28年度から令和元年まで再び0.0%で推移しています。

#### ■法律、政令および条例による審議会等（地方自治法〈第202条の3〉に基づく）における女性割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

#### ■職員に占める女性管理職割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## 2 第2期計画の点検・評価

### (1) 数値目標の達成状況

第2期計画で設定した数値目標の達成状況は、以下のとおりです。

成果指標	基準値 (H27)	目標値 (R2)	現状値 (R1)	達成率	評価
村の審議会等における女性の登用率	23.5%	40.0%	29.9%	74.8%	C
山江村男女共同参画推進条例の認知度	9.4%	40.0%	12.2% (R2)	30.5%	D
区長に占める女性の割合	1 地区	3 地区	0 地区	0.0%	E
男性料理教室の参加者数	41 人	50 人	46 人 (7回)	92.0%	B
男女共同参画（DV防止含む）をテーマにした授業の実施校数	0 校	3 校	3 校	100.0%	A

### (2) 施策の点検・評価

以下の評価基準により、「山江村第2期男女共同参画基本計画」の施策評価を行いました。

#### ■ 評価基準

評価	個別施策	施策
A	4.5 以上	非常に効果的
B	3.5～4.4	効果的
C	2.5～3.4	おおむね効果的
D	1.5～2.4	効果的でない
E	1.5 以下	評価不可

※個別の事業について5段階評価を行い、その結果を基に施策ごとの評価を算定しました。

(個別施策ごとに事業の評価平均点を算出、更はその個別施策の平均点から施策ごとの評価を算定)

## 基本目標 1 男女共同参画社会を進める意識づくり

施策の達成状況			評価
<p>3 施策のうち、B 評価が 1 件、D 評価が 2 件となりました。</p> <p>意識啓発の推進については、取組ができなかったまたは、1 回のみの実施となったことから D 評価となり取組の統合の検討が必要とされました。</p> <p>教育・学習機会の推進については、職員を対象とした人権教育やメディアリテラシーの向上はおおむね計画どおり実施できたものの、社会教育の場や国際的な視点に立った意識啓発の取組ができなかったことから D 評価となり取組の統合の検討が必要とされました。</p> <p>教育の場においては、3 事業ともに評価が 4 となり効果的な取組が実施でき B 評価となりました。</p>			C
個別施策	事業数	平均点	評価
(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進	5	2.00	D
(2) 男女共同参画に関する教育・学習機会の推進	4	2.25	D
(3) 教育の場における男女共同参画の推進	3	4.00	B

## 基本目標 2 家庭における男女共同参画の促進

施策の達成状況			評価
<p>2 施策のうち、B 評価が 1 件、C 評価が 1 件となりました。</p> <p>家庭における教育・学習の推進については、広報紙等による啓発・広報ができていないことから評価が 2 となり見直しが必要とされました。また、男性料理教室や子育てサロンはおおむね計画どおり実施できているが若年男性の参加が少ないことから工夫が必要とされました。</p> <p>また、福祉の充実と健康支援については 7 つの事業のうち 6 つは効果的な取組が実施でき、今後も継続して取り組むとされました。一方、性と生殖の健康・権利の周知・啓発については、幅広い世代への啓発の見直しが必要とされ評価が低くなりました。</p>			C
個別施策	事業数	平均点	評価
(1) 家庭における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	2	3.00	C
(2) 安心して生活できる福祉の充実と生涯を通じた健康支援	7	3.57	B

### 基本目標3 だれもが参画できる男女共同参画による社会づくり

施策の達成状況			評価
<p>3 施策のうち、C評価が1件、D評価が2件となりました。</p> <p>村の施策・方針決定過程への女性の参画については、各種審議会への登用率が40%に達していないことや、村職員の管理職の登用がないことからD評価となりました。また、地域においても具体的な周知・啓発ができていないことから評価が1となり統合が必要とされD評価となりました。</p> <p>防災・災害対策においては、おおむね取組は実施できたものの参加者の偏りや女性の参加が少ないとされC評価となりました。</p>			C
個別施策	事業数	平均点	評価
(1) 村の施策・方針決定過程への女性の参画の推進	2	2.21	D
(2) 地域における男女共同参画の推進	3	2.33	D
(3) 防災・災害対策における男女共同参画の推進	2	3.00	C

### 基本目標4 男女がともに活躍できる就労環境の実現

施策の達成状況			評価
<p>2 施策のうち、C評価が1件、D評価が1件となりました。</p> <p>仕事と家庭・地域生活の両立支援については、周知・啓発の実施がないことや、男性の子育ての参加が進んだとは言い難いことから低い評価となり統合・見直しが必要とされました。一方、保育サービス等については効果的な取組が実施できました。</p> <p>村役場においては、人員配置の配慮や育児休暇等の周知に努めましたが、男性の育児休暇率が0%となっていることなどから低い評価となりました。その他の情報提供などの取組においても実施できていない事業が多いことから、統合・見直しが必要とされました。</p>			C
個別施策	事業数	平均点	評価
(1) 仕事と家庭・地域生活の両立支援	4	2.75	C
(2) 働く場における男女共同参画の推進	6	2.33	D

## 基本目標5 男女間に対する暴力を許さない対策の充実

施策の達成状況			評価
<p>3施策のうち、C評価が2件、D評価が1件となりました。</p> <p>DVの防止に向けた情報提供や啓発については、啓発についてはおおむね効果的な実施ができましたが、女性の防御力の向上についての取組が実施できなかったことから低い評価となりました。</p> <p>相談・連携体制の整備・充実については、周知は行なっているものの相談件数が少ないことから低い評価となり見直しが必要とされました。</p> <p>被害者に対する支援の推進については、個人情報保護の徹底は問題なく実施できていますが、被害者の自立支援については連携強化が必要とされました。</p>			C
個別施策	事業数	平均点	評価
(1) DVの防止に向けた情報提供や啓発	3	2.67	C
(2) 相談・連携体制の整備・充実	2	2.00	D
(3) 被害者に対する支援の推進	2	3.00	C



## コラム②

### ※「カエル！ジャパン」キャンペーンについて

#### －仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための国民運動－

平成19年12月18日、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました（平成22年6月改定）。

「憲章」及び「指針」に基づく取組を加速するため、平成20年1月、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。推進室では、平成20年度をいわば「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、個々の取組の支援とそのネットワークの構築を推進するとともに、「憲章」と「指針」を一人でも多くの方に理解していただき、社会全体での取組を推進するため、ポータルサイトの開設や連続シンポジウムの開催などを、「国民運動」の一環として展開してきたところです。この国民運動を一層効果的に推進するため、「カエル！ジャパン」というキーワードの下、シンボルマーク・キャッチフレーズを作成し、集中キャンペーンを実施しています。

ひとつ「働き方」を変えてみよう！



－こんな思いで、キャンペーンははじまります－

自分にとって心地いい働き方が

周りのみんなにも心地よく響くといいね。

ひとりひとりが、仕事も、人生も、

めいっぱいたのしめる

そんな会社や社会になるといいね。

たとえば「会議はみんなで1時間と決めてみる」とか

「朝、ToDoリストを作ってみる」とか

・・・働き方を変えることで

プライベートをたのしむ時間をつくり出す。

社長も、ベテランも、新人も、

サラリーマンも、ワーキングマザーも・・・

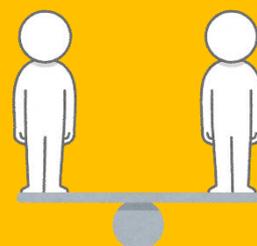
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」

の実現に向けて、仕事のやり方を何かひとつ、

今日から変えてみませんか？

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 取り組みの体系



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 男女がともに尊重し、助け合い、 幸せを感じるむら 山江

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

本村においては、山江村男女共同参画推進条例に掲げる以下の6つの基本理念を基に、前計画で取り組んできた施策を精査し、より実効性のある計画とするため、山江村第3期男女共同参画基本計画の基本理念を「男女がともに尊重し、助け合い、幸せを感じるむら 山江」と定め、男女が互いに認め合い、性別に関わりなく、人権が尊重され、女性も男性も自分の意志で社会に参画し、お互いに助け合い、幸せを感じる事ができる社会づくりを推進します。

#### ～ 山江村男女共同参画推進条例に掲げる基本理念 ～

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活及び他の活動の両立
5. 生涯を通じた健康への配慮
6. 国際的協調

## 2 基本目標

### ・基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、基盤となる人権を尊重する意識の高揚に努めるとともに、固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画についての正しい理解を促進するための広報・啓発、学習、教育を推進します。

### ・基本目標2 誰もが安心して暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の形成に向けては、家庭で男女がお互いに家族としての責任を果たすことが重要であることから、家庭において育児や介護をともに担っていくという意識の醸成に努めます。また、福祉の充実や健康づくりに取り組み、だれもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

### ・基本目標3 男女がともに参画する社会づくり

男女が対等なパートナーとしての社会を目指すためには、だれもが参画できる環境づくりが求められます。身近な地域活動において男女共同参画の取り組みを推進するとともに、さまざまな視点や発想を取り入れることができるよう、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進めます。

### ・基本目標4 女性が活躍し、男女がともに働きやすい環境づくり

将来にわたり活力ある経済社会を構築するためには、男女がともに仕事と生活が調和した多様な働き方が可能となる環境づくりが必要であり、また、その能力を十分に発揮できる機会を確保することが重要となります。就労の場において各種法制度の周知・啓発を行うとともに、だれもが働きやすい環境づくりに向けた支援に努めます。また、農業においては農業技術や経営管理能力の向上を図るための支援を行い、女性の再就職や起業・創業への情報提供などの支援を行います。

### ・基本目標5 男女間の暴力を許さない対策の充実

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。こうした暴力の背景の一つには、長く続いた男性優位による社会の構造的な問題があるといわれており、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題となっています。DVを防止するための意識啓発をはじめ、被害者に対して適切な支援を行えるよう、相談体制の充実、被害者に対する支援、関係機関との連携や庁内の連携体制の構築に努めます。

### 3 取り組みの体系

男女がともに尊重し、助け合い、幸せを感じるむら  
山江

#### 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- (1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- (2) 学校等における男女共同参画の推進
- (3) 生涯学習における男女共同参画の推進
- (4) 性の多様性についての理解促進

#### 2 誰もが安心して暮らせる社会づくり

- (1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進
- (2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

#### 3 男女がともに参画する社会づくり

- (1) 村の施策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 家庭における男女共同参画の推進
- (3) 地域における男女共同参画の推進
- (4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

#### 4 女性が活躍し、男女がともに働きやすい環境づくり

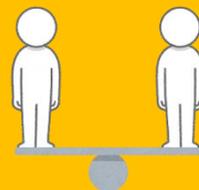
- (1) 女性の活躍を支える環境の整備
- (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- (3) 働く場における男女共同参画の推進

#### 5 男女間に対する暴力を許さない対策の充実

- (1) DVの防止に向けた情報提供や啓発
- (2) 相談・連携体制の整備・充実
- (3) 被害者に対する支援の推進

## 第4章 計画の内容

- 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- 基本目標2 誰もが安心して暮らせる社会づくり
- 基本目標3 男女がともに参画する社会づくり
- 基本目標4 女性が活躍し、男女がともに働きやすい環境づくり
- 基本目標5 男女間に対する暴力を許さない対策の充実



# 第4章 計画の内容

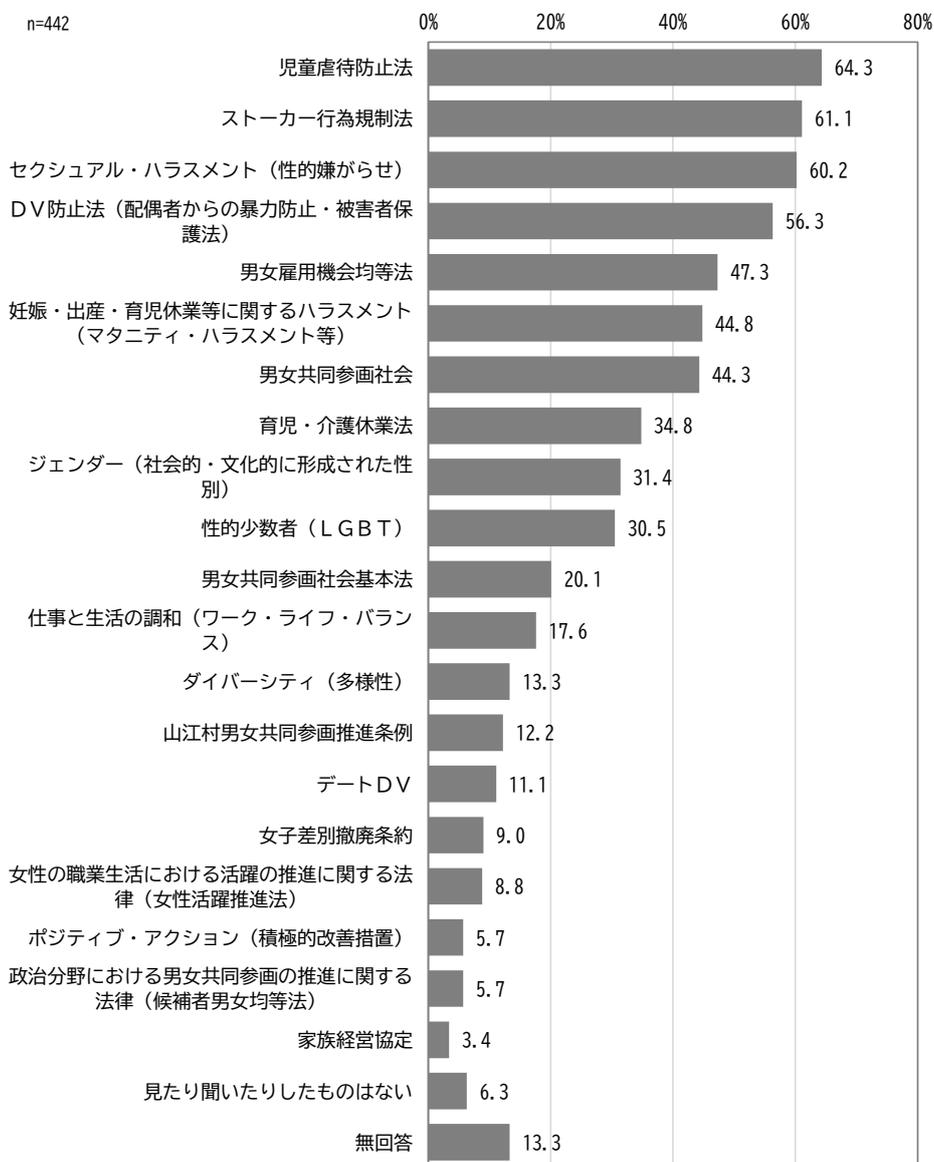
## 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### 現状と課題

男女共同参画に関する言葉の認知状況については、「児童虐待防止法」(64.3%)が最も高く、次いで「ストーカー行為規制法」(61.1%)、「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」(60.2%)が高くなっています。

「山江村男女共同参画推進条例」については、12.2%となり前回調査結果(平成27年度)の9.4%からはわずかに高くなっているものの、十分に認知されているとは言い難い結果となっています。

◇男女共同参画に関する言葉の認知状況<村民意識調査>

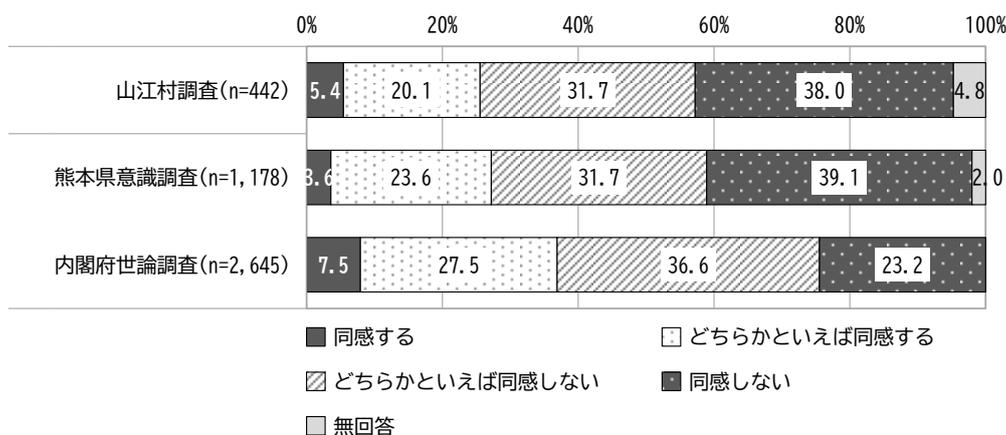


「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考えについて、『反対派（どちらかといえば同感しない+同感しない）』は69.7%、『賛成派（同感する+どちらかといえば同感する）』は25.5%と反対派が賛成派を大きく上回っています。

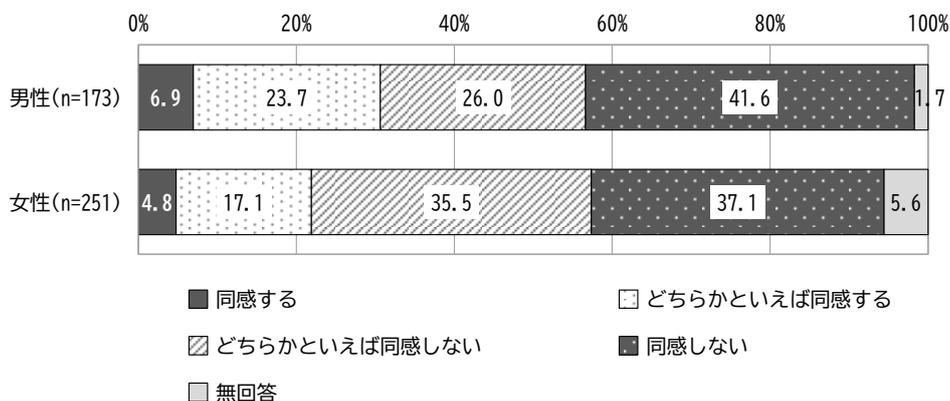
賛成派を国・県の調査結果と比較すると、県と同程度、国よりは低くなっています。

依然として固定的性別役割分担意識が残っている現状がうかがえます。

#### ◇固定的性別役割分担意識〈村民意識調査〉



\* 熊本県意識調査：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和元年11月）、  
 \* 内閣府世論調査：「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月）のこと（以下同じ）



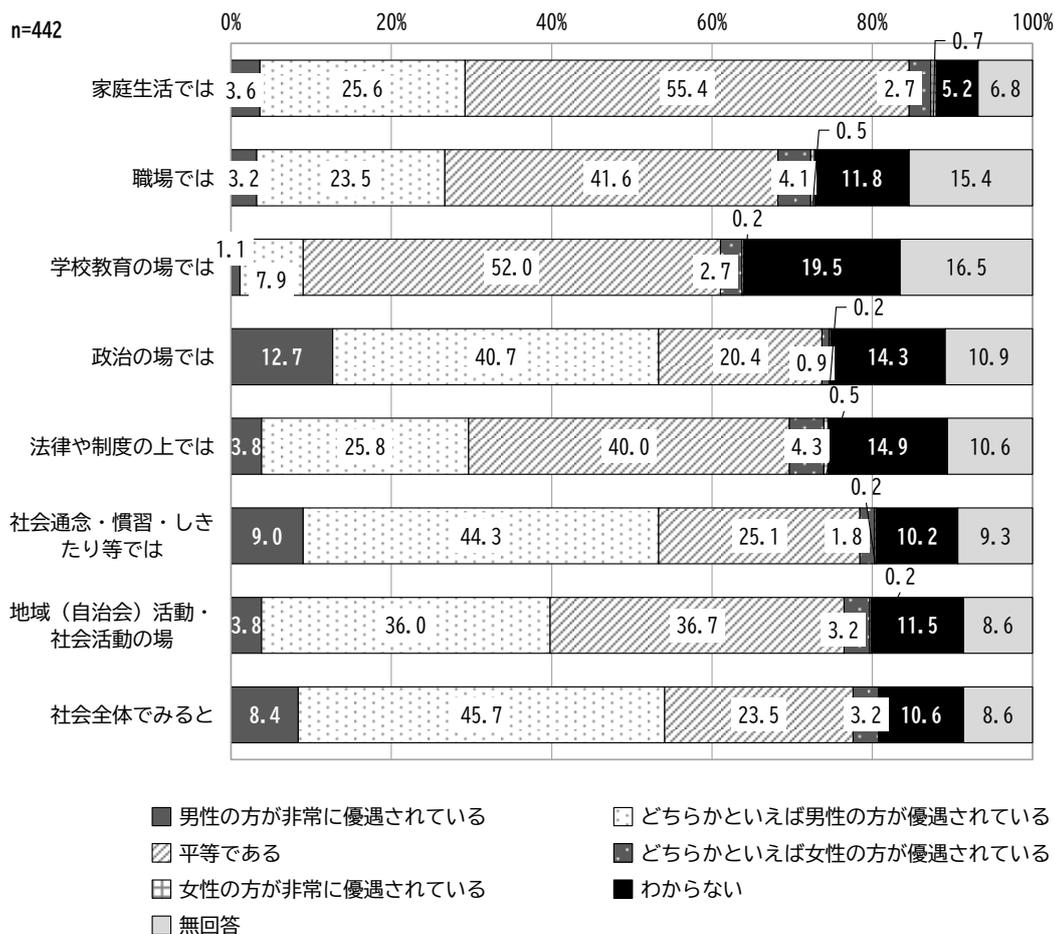
各項目における男女の地位の平等感について、「平等である」と回答した人の割合が最も高い項目は、「家庭生活では」(55.4%)、次いで「学校教育の場では」(52.0%)、「職場では」(41.6%)が高くなっています。

「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が最も高い項目は、「社会全体でみると」(54.1%)、次いで「政治の場では」(53.4%)、「社会通念・慣習・しきたり等では」(53.3%)が高くなっています。

「女性の方が優遇されている」と回答した人の割合は、いずれの項目においても低く、最も高い「法律や制度の上では」でも4.8%となっています。

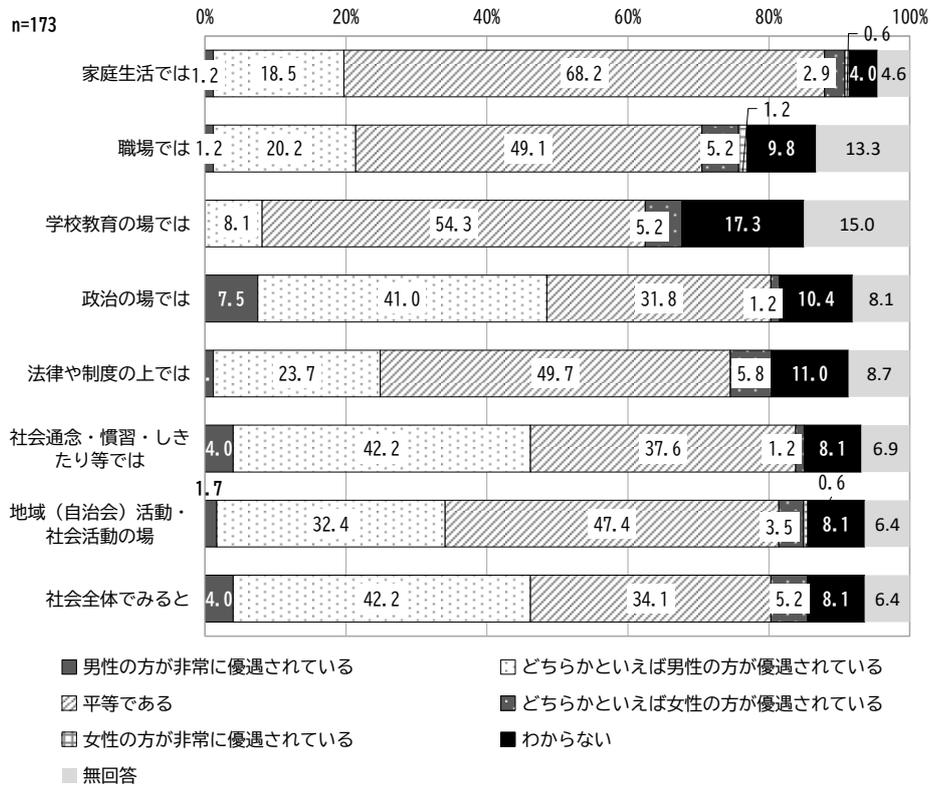
性別で見ると、男性では各分野で「平等」と考える割合が高い一方で、女性では「家庭生活」や「職場」、「社会通念・慣習・しきたり等」は男性優遇感が高くなっており、男女間の意識の差がみられます。

◇各分野における男女の地位の平等感<村民意識調査>

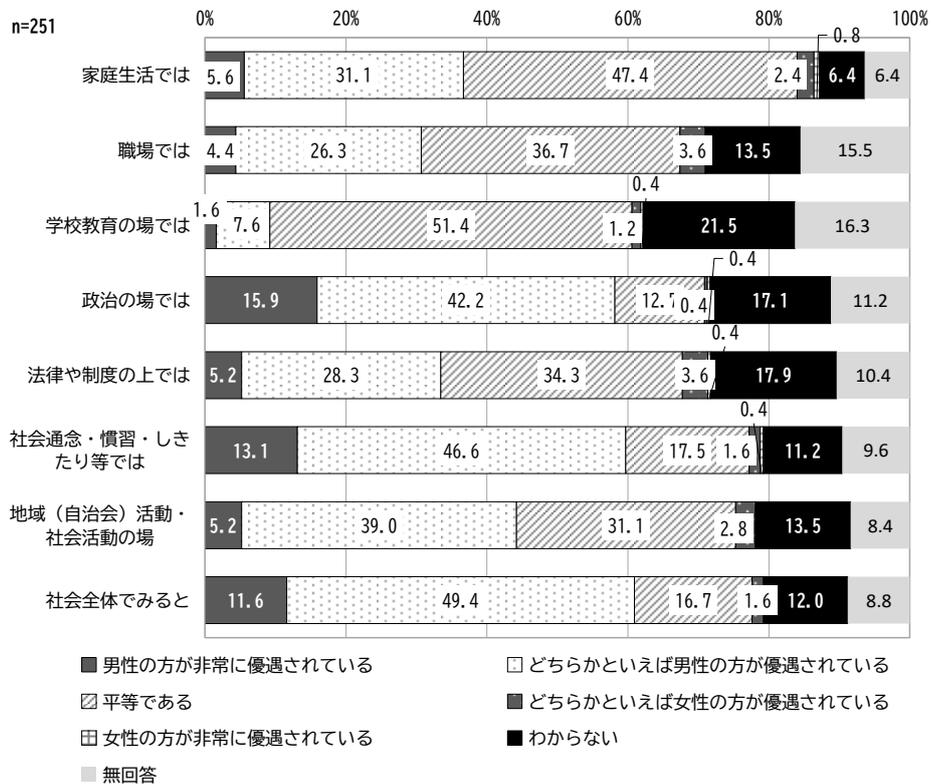


■ 性別

＜男性＞



＜女性＞

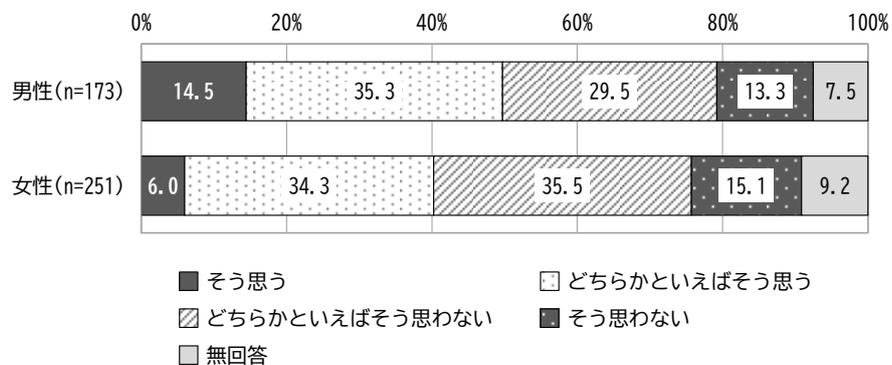
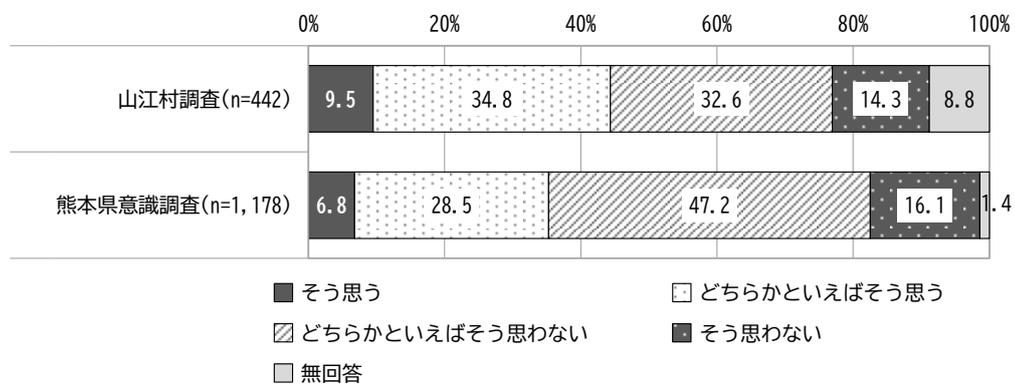


性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現されていると思うかについては、肯定的（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が44.3%、否定的（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が46.9%とほぼ同じ割合となっています。

県調査結果と比較すると、肯定的な人の割合が高くなっています。

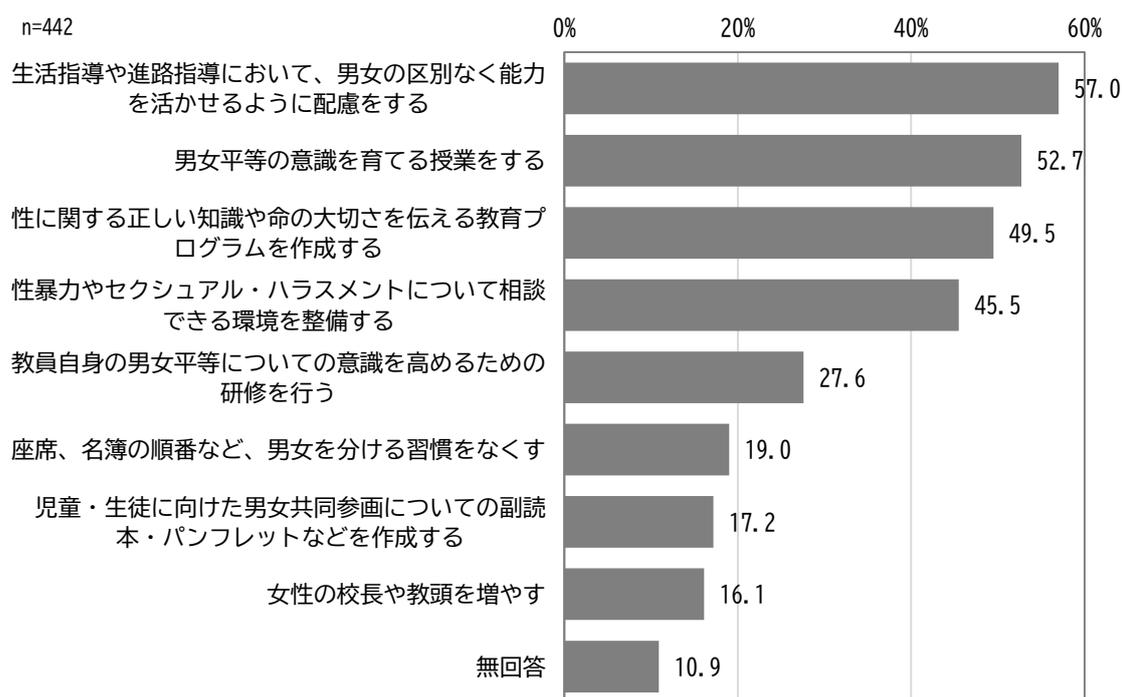
また、性別でみると男性のほうが肯定的な人の割合が9.5ポイント高くなっています。

◇性別にかかわらず社会が実現されているか<村民意識調査>



学校教育（小・中・高等学校）のなかで男女共同参画を進めるための取り組みとして、特に力を入れるべきだと思うものについては「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮をする」が57.0%と最も高く、次いで、「男女平等の意識を育てる授業をする」が52.7%、「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成する」が49.5%と高くなっています。

◇学校教育のなかで男女共同参画を進めるための取り組み＜村民意識調査＞



## (1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現のためには、住民一人ひとりが男女共同参画について、正しく理解し、その視点に立って行動できることが重要となります。

誰もがお互いを「認め合い」、「尊重し合い」、「支え合う」男女平等の社会を築いていくため、さまざまな機会において、男女平等に関する正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

### 主な取り組み

#### ● 固定的性別役割分担意識の解消のための啓発

- ・性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるような講座等を開催し、世代や性別を越えた意識改革を図ります。
- ・男女共同参画の視点に立ち、行事等における固定的な性別役割分担意識の見直しと意識改革を推進します。

#### ● 男女共同参画に関する情報提供

- ・男女共同参画に関する事業や情報を収集・整理し、広報、ホームページやケーブルテレビ等のあらゆる媒体を活用して誰もが理解しやすい表現に配慮した情報提供に努めます。
- ・広報誌やケーブルテレビなど村が発信する情報については、どの年代でもわかりやすい表現に配慮します。

#### ● 関連図書の収集、紹介

- ・男女共同参画について広く知ってもらうため、村内図書室（えほんの森）を活用し、住民の意識啓発に努めます。

#### ● 村職員の研修会の実施

- ・男女共同参画に関する理解を深め、各施策に男女共同参画の視点や配慮を反映させることができるよう、村職員を対象に職員研修を実施します。

## (2) 学校等における男女共同参画の推進

学校は、様々な学習を通じて豊かな心を育むことができる重要な場であり、男女共同参画意識を育むうえでも学校の果たす役割は大きいといえます。

幼少期からの発達段階に応じた教育活動を通して、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にした教育の推進に努め、性別や国籍等に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。

### 主な取り組み

#### ● 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

- ・学校教育、就学前教育等の中で正しい人権意識や男女平等意識を育成します。
- ・人権教育年間計画に男女共同参画の視点を踏まえた題材に位置付け、自分の個性を大切に、自分らしく生きようとする児童生徒の育成を推進します。

#### ● 子どもの発達段階に応じた指導内容・方法等の充実

- ・教育に携わる職員が、男女共同参画を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう研修等の機会を充実します。
- ・性別にとらわれない一人ひとりの個性や能力を大切にした指導の充実を図るため、LGBT等に関する研修を開催します。

#### ● キャリア教育の推進

- ・男女別の職業観にとらわれず、本人の適性・希望に応じたキャリア教育を推進します。

### (3) 生涯学習における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、家庭や地域などのあらゆる場における学習の果たす役割は大変重要であり、男女の人権を尊重する人権教育や相互の理解についての学習機会の充実が求められています。

様々な場において、あらゆる人々へ男女共同参画に関する学習の機会を提供します。また、性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう人権意識や男女共同参画の意識づくりを推進します。

#### 主な取り組み

##### ● 男女共同参画に関する生涯学習の推進

- ・ 公民館事業において、男女共同参画の促進につながる講座等を検討します。
- ・ 講座案内やホームページを通じ、女性が積極的に社会に参加できることにつながる学習情報の提供を行います。

##### ● 人権教育の充実

- ・ 地域人権教育指導員を活用し、地区への出前講座、講演会、研修会を実施します。今後も、人権を尊重する意識の啓発を行い、住民一人ひとりが、人権について考えるきっかけをつくるとともに、正しい知識を身につける機会の充実を図ります。

##### ● メディア・リテラシーの向上のための支援

- ・ 性別による固定的な役割分担、性別による差別的取扱い、セクハラなどの行為を助長または連想させる表現、女性を性的な対象として扱う表現などを行わないよう、人権尊重の視点でメディア・リテラシーの必要性について広報・啓発活動の充実を図ります。また、住民がメディア・リテラシーを向上させるとともに、ICTを適切に活用する能力を身につけるための学習機会や情報を提供します。

## (4) 性の多様性についての理解促進

基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別などが行われることがないように、性の多様性への理解促進に努めます。

### 主な取り組み

#### ● 性の多様性に関する啓発、相談対応

- ・ 性的少数者であることを理由にした偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。
- ・ 学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えます。

### コラム③

#### ※ LGBTとは？

**LGBT**とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をまとめたもので、性的マイノリティの総称の一つとしても使われています。この他にも、アセクシュアル(無性愛者)、クエスチョニング(性自認や性的指向が明確でなく揺れ動いている人)など、様々な人がいます。これらは、個人の趣味や一過性のものではなく、本人の意思で変えられるものではありません。

#### (性的指向)

# L

レズビアン

Lesbian

女性として女性  
が好きな人

# G

ゲイ

Gay

男性として男性  
が好きな人

# B

バイセクシュアル

Bisexual

性別に関わらず  
恋愛対象になる人

#### (性自認)

# T

トランスジェンダー

Transgender

生まれた時に割り当  
てられた性別とは異  
なる性別を生きる人  
(性同一性障がい(性  
別不合)を含む)

\*各種調査によると、性的マイノリティは、日本の人口の約9%とも言われています。

## 基本目標 2 誰もが安心して暮らせる社会づくり

### 現状と課題

本村では、性の理解と尊重について、学校教育の中で、子どもの発達段階に応じた性教育などを行っています。子どもの、こころや体の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

また、本村では、村民一人ひとりが主体的に、健康づくりに取り組みやすい環境の整備を進めています。今後も、村民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた男女の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のこころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族の変化、非正規化の進行等の雇用・就業をめぐる変化、国際結婚・定住外国人の増加等のグローバル化の進展など、様々な社会経済の変化の中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し、増加しています。

特に、女性は、妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響、非正規に就きやすい就業構造、女性に対する暴力被害の影響、固定的役割分担意識等のために生活困難に陥りやすい状況にあります。

このような生活困難の問題について、男女共同参画の視点に立った施策の推進が求められます。

## (1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画の実現に向けて基本的な条件となります。思春期の子どもが保健や性に関する正しい知識を持つよう、発達段階に応じた意識啓発を行います。また、妊娠・出産に関する保健サービスの充実を図るとともに、ライフステージに応じた健康管理の支援を行い、誰もが生涯を通じて心身の健康が維持できるよう支援を行います。

### 主な取り組み

#### ● 思春期を中心とした心の教育・性教育の推進

- ・児童生徒が、命を大切にする意識や発達段階に応じた性知識を身につけることができるよう、学校における心の教育や性教育を推進します。

#### ● リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知・啓発

- ・性と生殖の健康・権利の考え方について理解を深めるため、幅広い年齢層において知識と理解が得られるよう、情報提供・啓発を行います。

#### ● 母子保健サービスの充実

- ・妊娠から出産、育児など、それぞれの発達段階に応じた母子保健サービスや相談事業の周知を行い、安心して出産、育児ができる環境の整備を行います。

#### ● 生涯を通じた男女の健康増進

- ・男女がともに健康でいきいきと暮らしていくために、職場や地域と連携しながら、健診（検診）の受診や保健指導を通じて生活習慣病等を予防するとともに、相談体制の充実を図ります。

## (2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

ひとり親家庭や高齢者、障がい者などは、自らが置かれている状況に加え、性別によって複合的に困難な状況に置かれる場合もあります。このような、さまざまな困難な状況に置かれている人々をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、相談体制の充実を図り、自立に向けた支援を行います。

### 主な取り組み

#### ● ひとり親家庭等の自立支援

・ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成するなど各種制度を充実するとともに、相談体制の充実や就業機会の確保に努め、経済的自立や生活支援を行います。

#### ● 介護、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実

・介護保険サービス、介護予防の充実を図るとともに、障害福祉サービスの充実に努め、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加ができるよう環境整備に取り組みます。また、各種サービスを充実することにより、介護者の負担軽減を図ります。

#### ● 高齢者・障がい者（児）の生活を総合的に支援する取り組み

・高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように、相談窓口を設置、生活・介護等に関する総合的な相談や虐待などの権利擁護、認知症高齢者を支援する認知症サポーター養成など、包括的な支援事業を行います。

#### ● 様々な困難を抱える人々への支援

・ひとり親家庭や生活困窮者など、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を持ちながら相談に応じ、関係機関と連携して最新の各種制度等の情報提供に努め、相談体制を充実します。

#### ● 外国人への支援

・外国人や外国人の親をもつ子どもが抱える雇用・就業、就学等に関する相談や情報提供を行います。

# 基本目標3 男女がともに参画する社会づくり

## 現状と課題

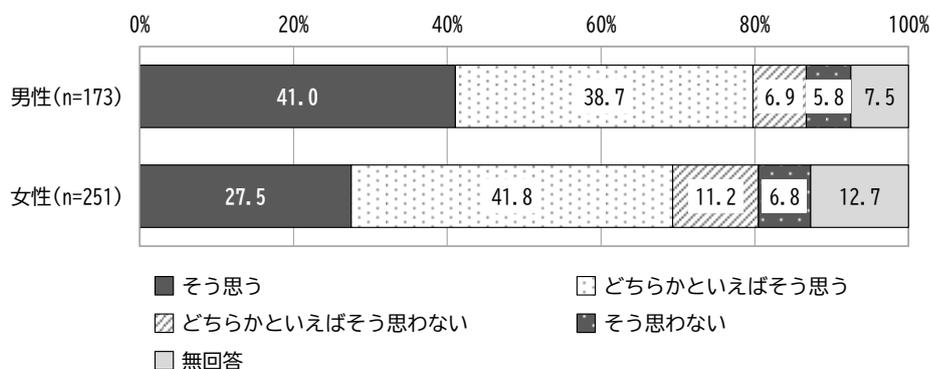
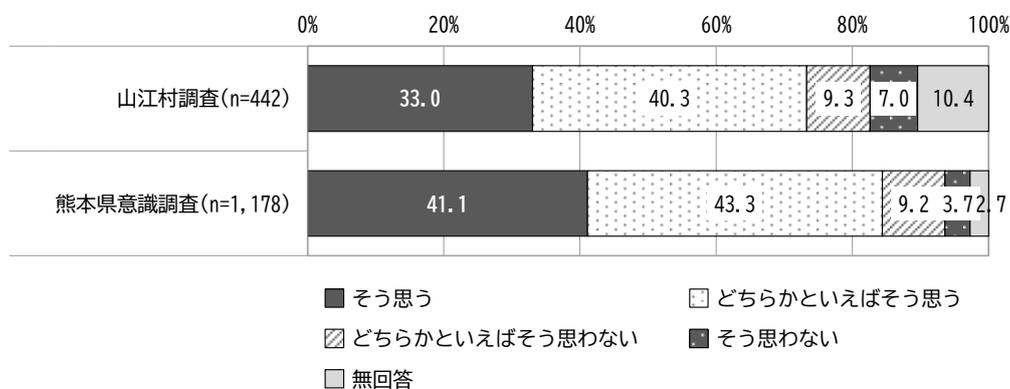
本村では、各種審議会等の女性委員の割合の目標を40%にすることを掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、令和元年4月現在で29.9%となっています。いまだ女性委員がない審議会等もありますので、これまで以上に積極的に取り組む必要があります。

村民意識調査における、政策の企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいと思うかについては、肯定的（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）な回答が7割を超え高くなっています。

県調査と比較すると、肯定的な人の割合が11.1ポイント低くなっています。

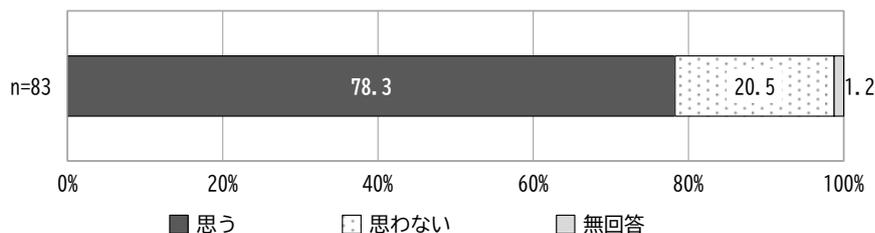
また、性別でみると男性のほうが肯定的な人の割合が10.4ポイント高くなっています。

### ◇政策の企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいと思うか ＜村民意識調査＞

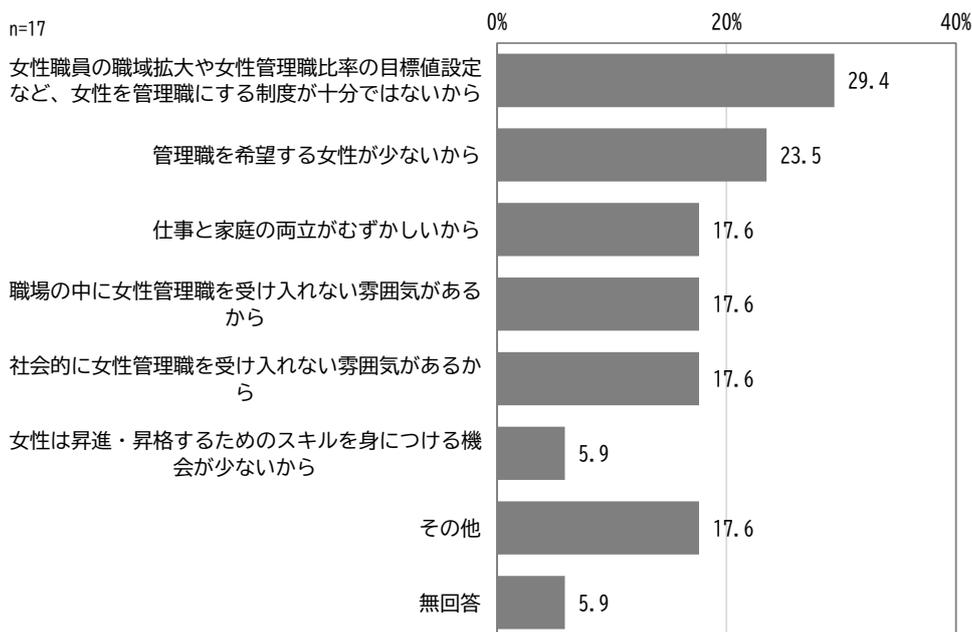


山江村役場において、今後、女性管理職が増えると「思わない」職員の割合は20.5%となっています。その理由としては「女性職員の職域拡大や女性管理職比率の目標値設定など、女性を管理職にする制度が十分ではないから」が29.4%と最も高くなっています。

◇山江村役場において、今後、女性管理職が増えると思うか〈職員意識調査〉



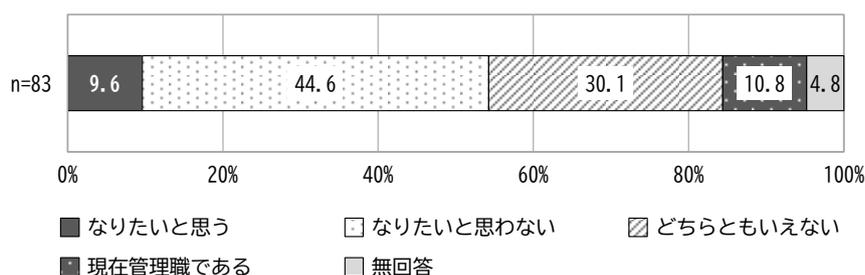
◇女性管理職が増えると思わない理由〈職員意識調査〉



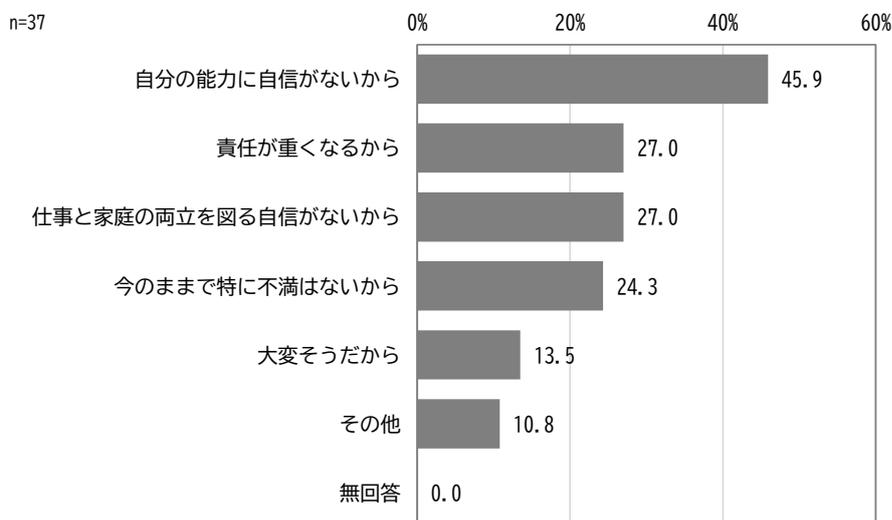
役場職員の管理職についての考えは、「なりたいたと思わない」(44.6%)が最も高く、次いで「どちらともいえない」(30.1%)、「現在管理職である」(10.8%)となっています。

また、管理職になりたいと思わない理由としては、「自分の能力に自信がないから」(45.9%)が最も高く、次いで「責任が重くなるから」、「仕事と家庭の両立を図る自信がないから」(ともに27.0%)となっています。

◇管理職になりたいと思うか<職員意識調査>



◇管理職になりたいと思わない理由<職員意識調査>

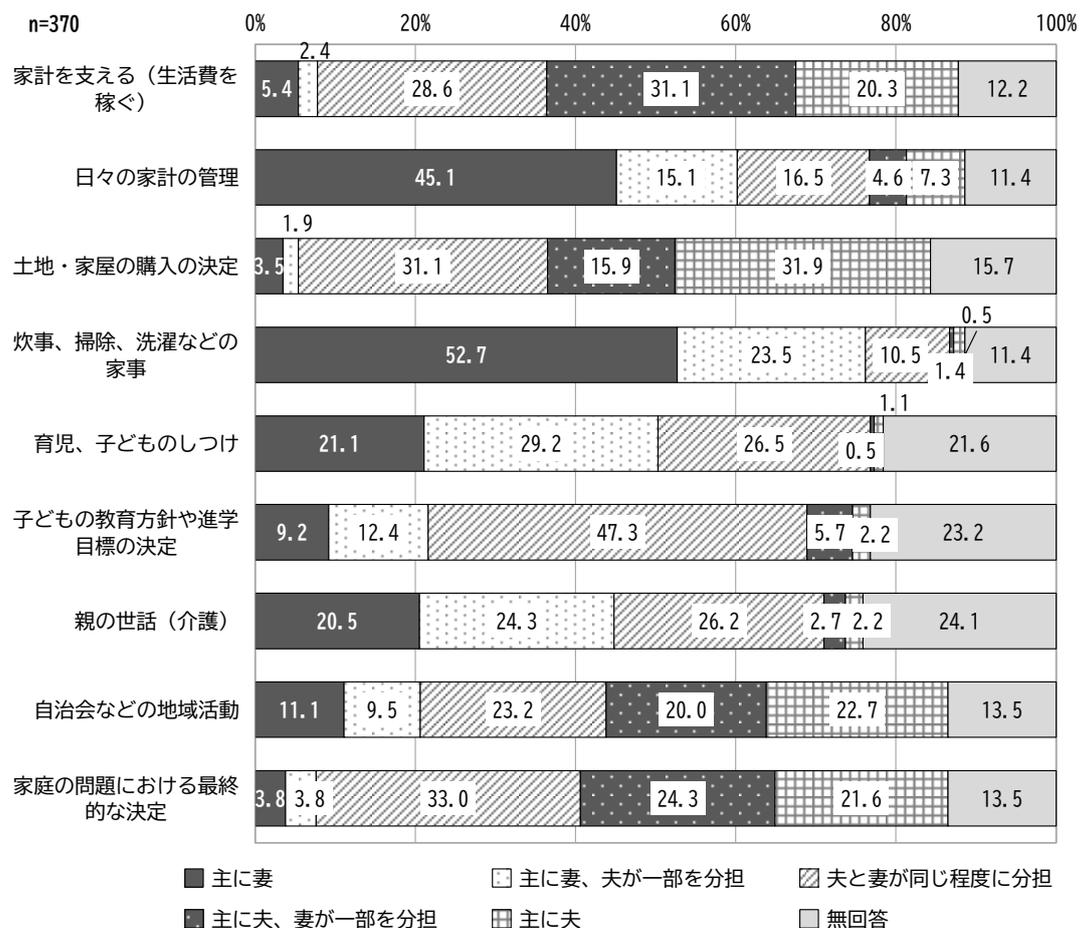


本村では、男性料理教室や子育てサロンなど、男性が家事や育児について学べる機会を設けています。男性料理教室については、年々参加者が増えており、男性の料理と健康に対する意欲が高まっています。一方で、若年層の参加が少ないことから日程などの工夫が必要となっています。

村民意識調査における、家庭での主な役割の回答をみると、「主に妻の役割」と回答した人の割合が最も高い分野は、「炊事、掃除、洗濯などの家事」(76.2%)、次いで「日々の家計の管理」(60.2%)、「育児、子どものしつけ」(50.3%)となっています。一方、「主に夫の役割」と回答した人の割合が最も高い分野は、「家計を支える(生活費を稼ぐ)」(51.4%)、次いで「土地・家屋の購入の決定」(47.8%)、「家庭の問題における最終的な決定」(45.9%)となっています。

また、「夫と妻が同じ程度に分担」と回答した人の割合が最も高い分野は、「子どもの教育方針や進学目標の決定」(47.3%)、次いで「家庭の問題における最終的な決定」(33.0%)、「土地家屋の購入の決定」(31.1%)となっています。

◇家庭における主な役割<村民意識調査>

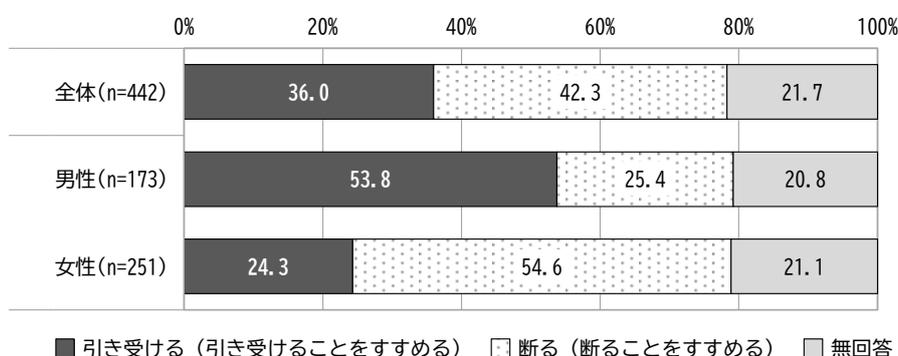


役職等に推薦されたらどうするかについて、すべての項目で「引き受ける（引き受けることをすすめる）」よりも「断る（断ることをすすめる）」が多く、その理由として、「役職につく経験がないから」「家事・育児や介護に支障がでるから」が主となっています。

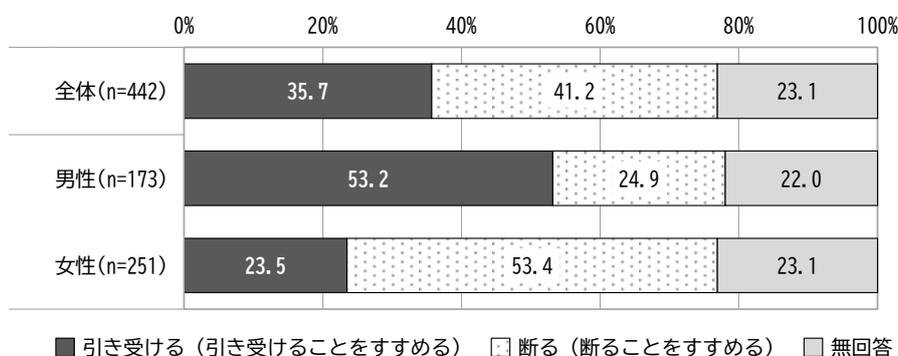
性別にみると、男性よりも女性で「引き受ける」割合が低く、女性自身が役職等に就くことに消極的であり、地域活動における方針決定の場の女性の割合や女性の参画が進んでいない状況がうかがえます。

◇仮に次のような役職等に推薦されたらどうするかについて<村民意識調査>

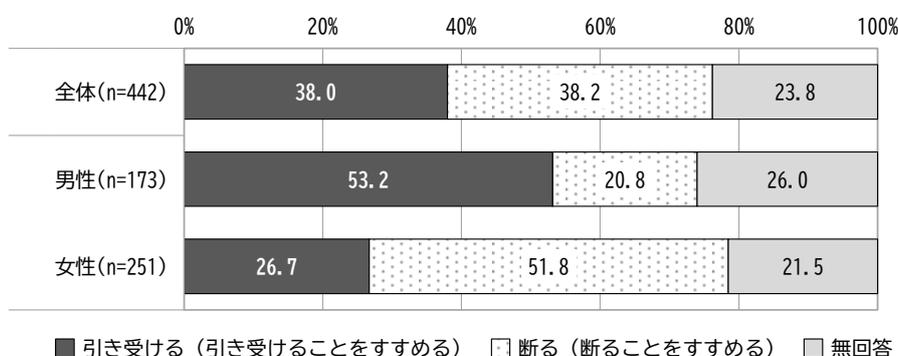
① P T A会長、子ども会育成会会長



②自治会長（区長）、自治会（区）役員

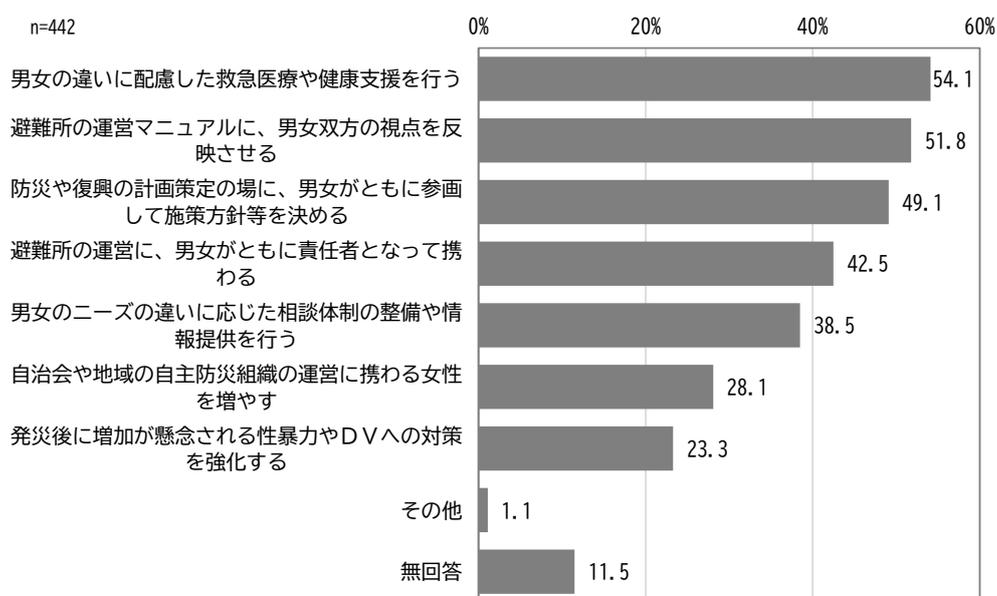


③村の審議会や委員会のメンバー



「男女共同参画の視点」から見た大規模災害に必要な取り組みについては、「男女の違いに配慮した救急医療や健康支援を行う」(54.1%)が最も高く、次いで「避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる」(51.8%)、「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針等を決める」(49.1%)が高くなっています。

◇「男女共同参画の視点」から見た大規模災害に必要な取り組み<村民意識調査>



## (1) 村の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

男女共同参画社会の形成のためには、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要です。

村政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用や女性管理職の登用を推進します。

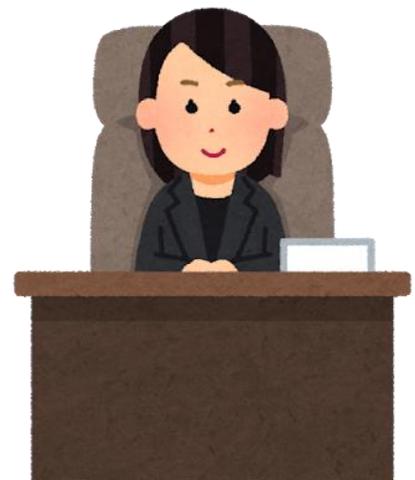
### 主な取り組み

#### ● 各種審議会等への女性委員登用の推進

- ・ 今後も各種審議会、委員会等における委員の選出方法の見直し等により、女性委員の登用を推進します。

#### ● 女性管理職の登用の推進

- ・ 職員研修等を通じて村職員の能力開発や意識向上を図るとともに、その能力に応じて女性職員の管理職への積極的な登用を推進します。



## (2) 家庭における男女共同参画の推進

男女がともによりよい家庭づくりについて考え、行動することは、男女共同参画社会の第一歩です。男女がともに家事、育児、介護等に参画するよう広報等を通じて啓発します。

### 主な取り組み

#### ● 男性の家事・育児・介護などへの積極的参加の促進

- ・家庭における男性の生活や自活能力を高めるための料理や介護等の実践講座を実施します。今後は、若年者の参加を増やすために開催時期の調整を図り、幅広い年齢層が参加しやすい環境整備に取り組みます。
- ・家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。
- ・男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会を開催し、男性の家事等への参画促進を図っていきます。

#### ● 家庭で活躍する男性の事例紹介

- ・家事や育児等に積極的に関わっている男性の事例等を広報誌等で紹介し、村民の意識啓発に努めます。
- ・育児休業を取得した男性等を情報紙や講座で紹介し、男性が仕事と生活の調和を図ることができるよう促します。

#### ● 情報提供の推進

- ・家庭における男女共同参画を進めるため、男女がともに協力して、家事、子育てや介護が担えるよう、意識の醸成を図るため、広報誌やケーブルテレビなどさまざまな周知方法を検討し、啓発・広報の充実に努めます。

### (3) 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成にあたっては、行政だけでなく、住民との協働によって進めていくことが重要です。

今後はこれまでのしきたりや慣行にとらわれず、あらゆる地域活動において男女共同参画の視点に立った取り組みを進めていくため、女性の意識の底上げを図るとともに、各種団体等との連携や地域リーダー等への啓発に努めます。

#### 主な取り組み

##### ● 地域における男女共同参画の周知・啓発

- ・男女がともに等しく地域における活動に参画し、役職等分担できるよう、継続的に周知・啓発を行います。

##### ● 地域活動や地域リーダーに対する男女共同参画の啓発

- ・区長や民生委員児童委員など地域活動の中心的存在となる住民に対して、男女共同参画に関する啓発や講座・講演会の情報提供を行います。

##### ● 仲間づくりや情報共有の場の提供

- ・むらづくりに女性の経験や発想を活かした取り組みを進めるため、「山江村未来塾100人委員会」を活用した、村民の自主的な仲間づくりや交流の場を提供します。



## (4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

地域社会において、性別・年齢の区別なく誰もが被害をうける災害発生時には、男女共同参画の視点に立った対応が必要です。また、高齢化や単身世帯の増加等により、地域コミュニティの機能強化が重要です。

このため、地域における様々なニーズに対応できる防災・災害対策等の活動を推進するために、女性の積極的な参画を促進します。

### 主な取り組み

#### ● 防災活動での男女共同参画の推進

- ・誰もが参加できる防災の講習や避難訓練活動などを実施するとともに、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう働きかけを行います。
- ・自主防災組織や各種ボランティア団体等が連携できるよう支援します。

#### ● 男女共同参画の視点に立った防災対策

- ・災害時の被災者支援における男女のニーズの違いや高齢者、乳幼児、女性などに対して男女双方の視点から配慮がなされるよう、男女共同参画の視点で、災害に対する事前の備え、避難所運営を実施します。

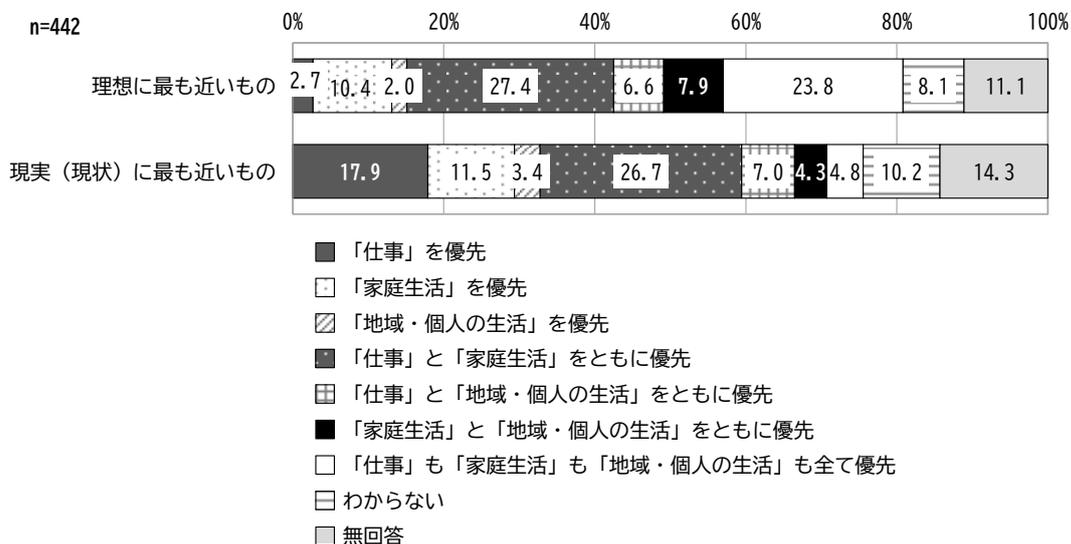


# 基本目標4 女性が活躍し、男女がともに働きやすい環境づくり【女性の活躍推進計画】

## 現状と課題

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、理想と現実ともに『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』とする割合が最も高くなっています。しかし、理想では『「仕事」も「家庭生活」も「地域・個人の生活」も全て優先』したいと希望しつつも、実際には「仕事」を優先している状況もうかがえます。

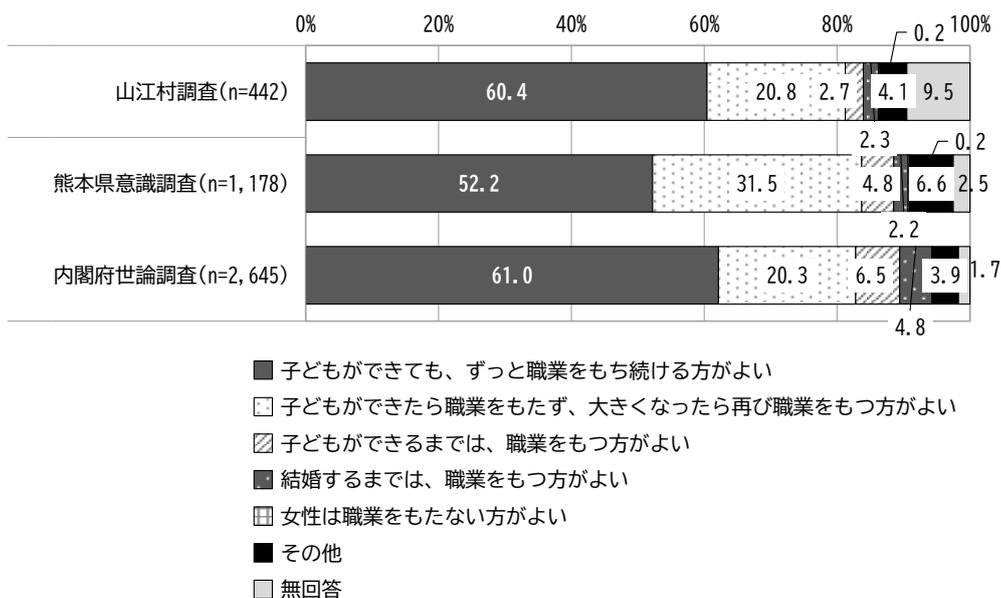
◇理想の生活と実際の生活における優先度＜村民意識調査＞



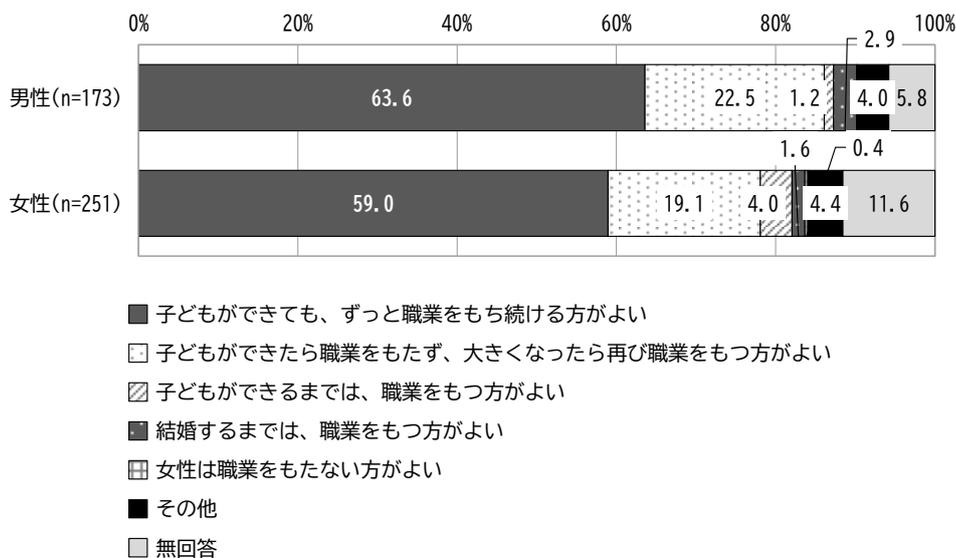
「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」(60.4%)が最も高く、次いで「子どもができたなら職業をもたず、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(20.8%)、「その他」(4.1%)となっています。

性別にみると、「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」及び「子どもができたなら職業をもたず、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と回答した割合は、男性のほうが若干高くなっています。

◇女性が職業をもつことについての考え<村民意識調査>



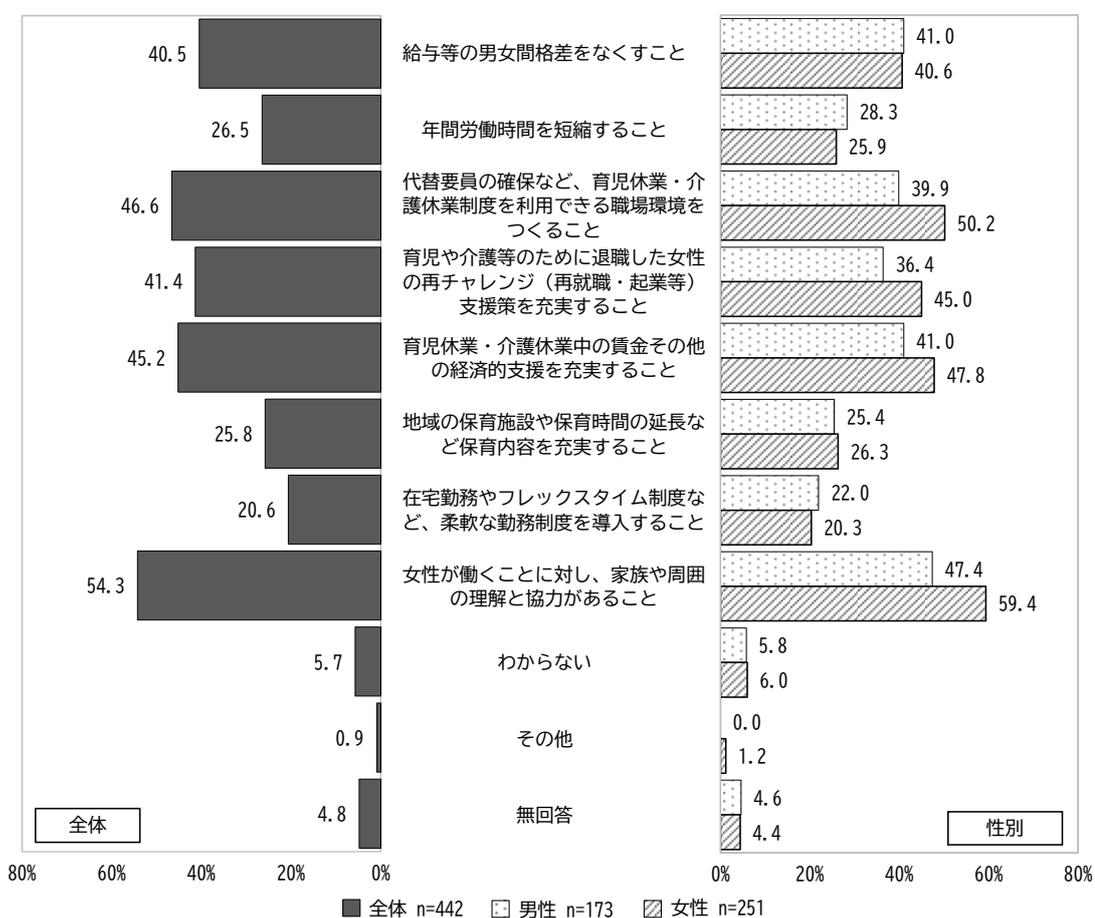
※内閣府世論調査は「無回答」除く



男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要な条件について、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」(54.3%)が最も高く、次いで「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(46.6%)、「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的支援を充実すること」(45.2%)となっています。

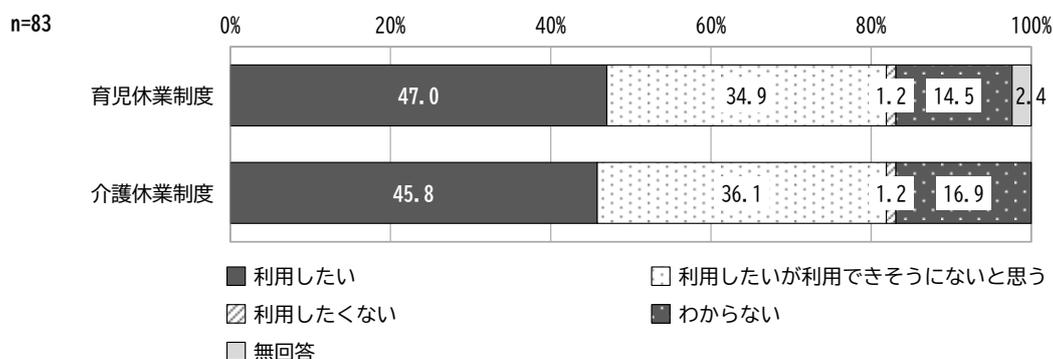
性別にみると、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」においては、女性のほうが12ポイント高くなっており、男女間に差が大きくなっています。

◇仕事と家庭の両立をしていくために必要な条件について<村民意識調査>

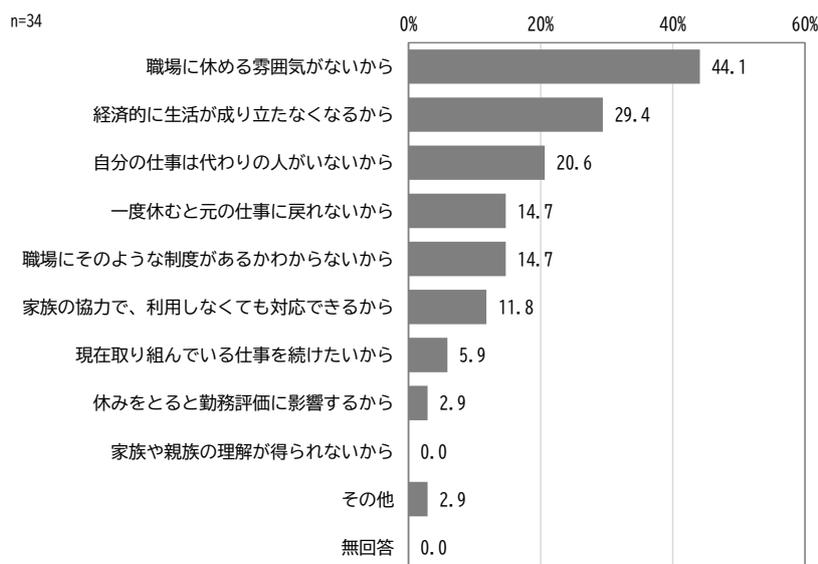


役場職員の「育児休業制度」や「介護休業制度」を利用することについて、「利用したいが利用できそうにない」とする割合は4割近くとなり、その理由として「職場に休める雰囲気がないから」（44.1%）の割合が最も高くなっています。

◇「育児休業制度」や「介護休業制度」を利用することについて〈職員意識調査〉



◇育児や介護の休業制度を利用できない、または利用したくない理由〈職員意識調査〉



男女雇用機会均等法に関する相談状況（平成30年厚生労働省）によると、平成29年度と比べてセクハラに関する相談件数は増加しており、労働局長による紛争解決の援助の申し立て件数もセクハラに関する内容が最も多くなっています。

国では、2020年6月パワハラ防止法のスタートと合わせて、男女雇用機会均等法のセクハラ防止対策の強化についても改正されることとなりました。

これらに対応するため、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントなど各種ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止に向けた一層の広報・啓発の促進や相談窓口の周知が必要となっています。

## (1) 女性の活躍を支える環境の整備

一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けるため、子育て支援及び介護サービスの充実を図ります。

### 主な取り組み

#### ● 保育サービスの充実

- ・延長保育や病児・病後児保育など、多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。

#### ● 介護、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実（再掲）

- ・介護保険サービス、介護予防の充実を図るとともに、障害福祉サービスの充実に努め、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加ができるよう環境整備に取り組みます。また、各種サービスを充実することにより、介護者の負担軽減を図ります。

#### ● 男性の意識改革

- ・「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を払拭し、家族が協力し合いながら子育てができる環境をつくるため、育児教室等の学習の場を提供し、男性に対して子育てに関する知識の普及を促進します。
- ・男性の家事、育児、介護等への積極的な参画を促し、男性にとっても仕事と生活が両立できる暮らしやすい社会の実現に向けた意識啓発を行います。

## (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは、生活にうるおいや豊かさをもたらすものです。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス促進に向けた啓発活動に努めます。

### 主な取り組み

#### ● ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発

・ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く住民に周知し、仕事と家庭生活、地域生活の両立を図るため、その促進に向けた情報提供や女性が働くことに対する理解が深まるよう啓発を行います。

#### ● 働き方改革の促進

・多様な働き方が可能な職場環境が実現できるよう、パンフレットの配布などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取り組み方法を事業所へ啓発します。

## (3) 働く場における男女共同参画の推進

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など各種法制度は整備されつつありますが、雇用や就労環境における男女格差など働く場における課題はまだまだ残されています。

意識調査等からも、女性が職業を持ち、働き続けるためには、女性が働くことに対する家族や周囲の理解をはじめ、働きやすい職場環境づくりが求められています。

今後、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、事業所等への啓発や育児休業・介護休業の取得促進などの支援に努めます。

## 主な取り組み

### ● 働きやすい職場環境づくりに向けた啓発

- ・男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、男女共同参画及び労働に関する啓発や情報提供を行い、働きやすい職場づくりに対する理解・協力を求めています。

### ● あらゆるハラスメント等の防止

- ・男女双方の視点を持ちながら、あらゆるハラスメント等の防止に向けて認識を深めるため、事業所への情報提供やセクハラ等の防止に関する啓発を行います。

### ● 育児・介護休業法の制度活用の推進

- ・仕事と家庭の両立を支援するため、事業主や労働者に育児休業・介護休業制度についての情報提供を行い、男女に関係なく積極的に育児休暇等取得の促進を図ります。

### ● 多様な働き方に関する情報提供

- ・妊娠・出産などを理由とした不利益な取り扱いを受けることなく、在宅勤務やフレックスタイム等の多様な働き方に対して、労働条件の向上が図られるよう、関係機関と連携して情報の提供を行います。

### ● 農業における男女共同参画の推進

- ・農業における女性の活躍を推進し、女性農業従事者の農業技術や経営能力の向上を支援します。また、農業経営や意思決定の場への女性の参画を進めるため、家族経営協定を周知します。

### ● 再就職や起業・創業に関する情報及び学習機会の提供

- ・女性の再就職や起業・創業を支援するため、関係機関と連携のもと、国・県が開催する女性の再就職や起業・創業に関する講座等の情報提供を行います。

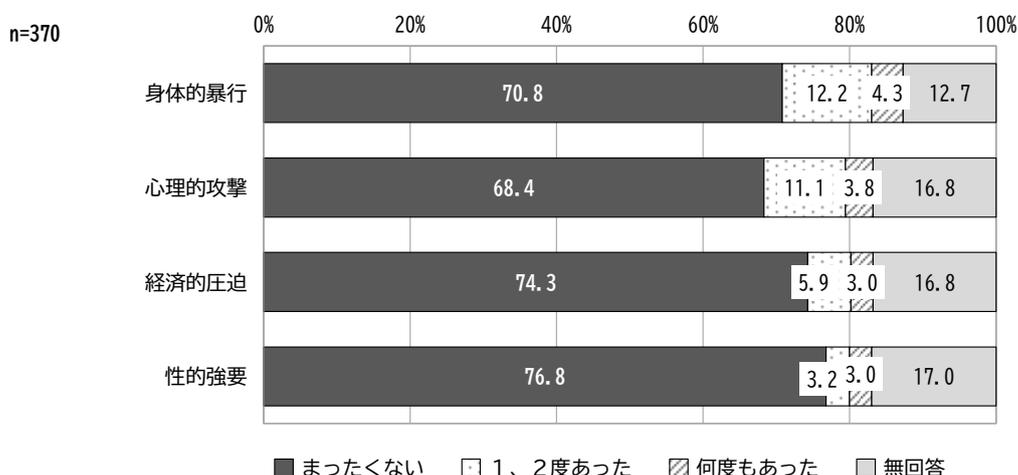
# 基本目標 5 男女間に対する暴力を許さない対策の充実

## 「配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者支援基本計画」

### 現状と課題

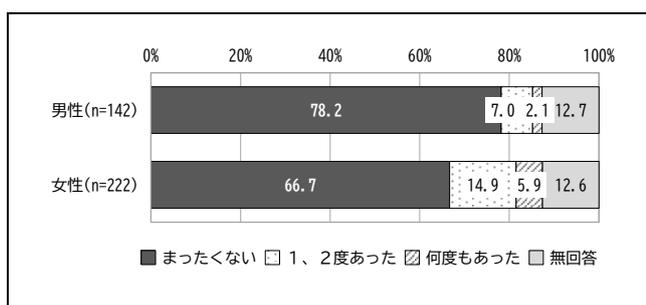
これまでに配偶者（パートナー）からの暴力被害について、なぐったり、けったりなど身体的暴行や人格否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた割合が多い状況がうかがえます。また、女性のみならず男性の被害も身体的暴力や心理的攻撃で多く見受けられます。

◇これまでに配偶者（パートナー）から暴力を受けたことがあるかについて  
 <村民意識調査>

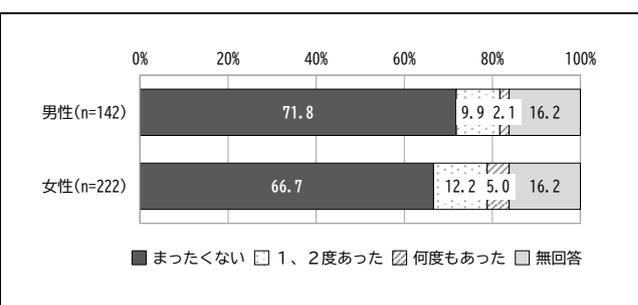


### ■性別

#### <身体的暴行>



#### <心理的攻撃>



身体的暴行：例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行

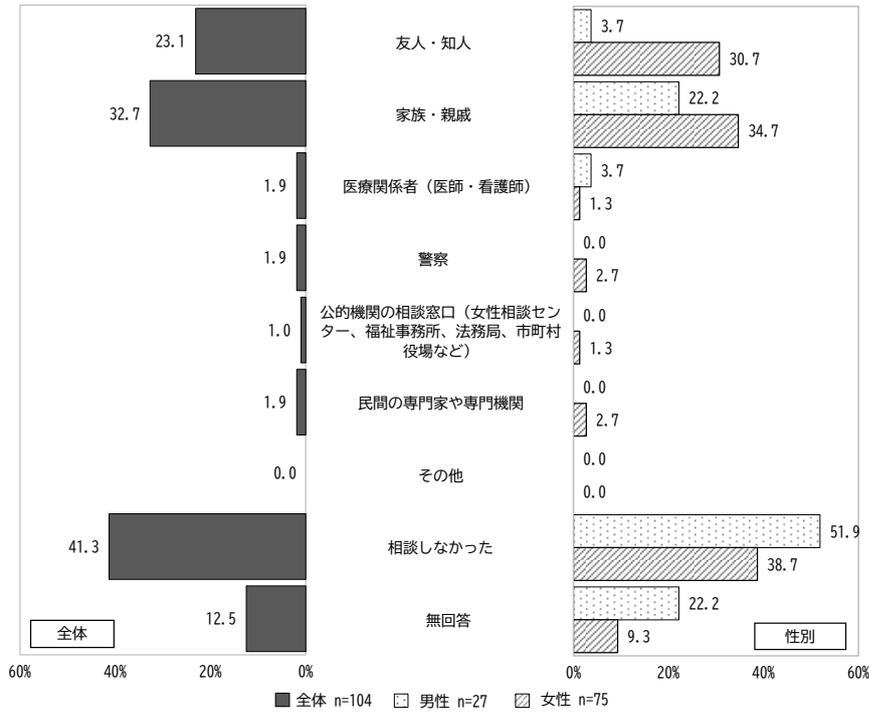
心理的攻撃：例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫

経済的圧迫：例えば、生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

性的強要：例えば、いやがっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

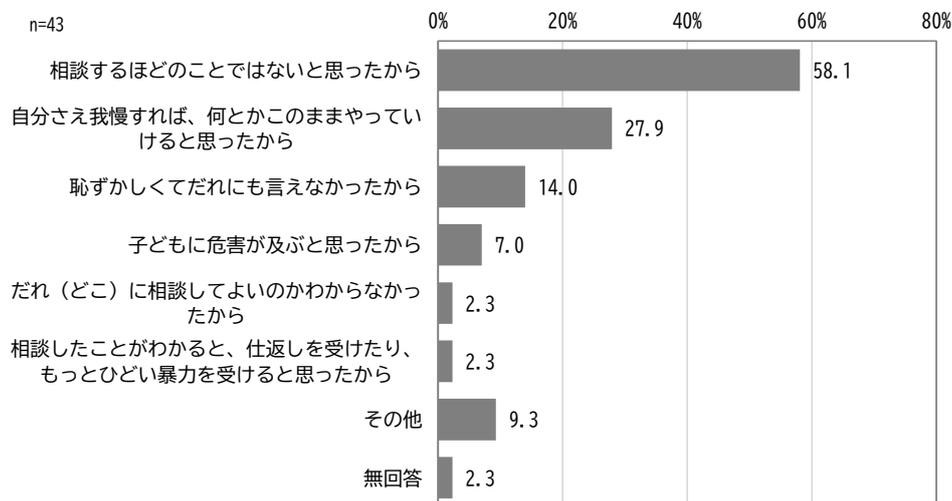
被害を受けた際の相談の有無について、DV被害者の4割程度が誰にも相談しておらず、男性は特にその傾向が強くなっています。相談先については、親族や友人・知人など身近な人に相談している場合が多く、警察署や公的な相談機関にはほとんど相談がみられない状況です。

◇被害を受けた際の相談の有無と相談先について〈村民意識調査〉



暴力を受けながら相談しなかった理由について、相談するほどのことではないと思った、自分さえ我慢すればよい、恥ずかしくて誰にも言えないという、あきらめや自己否定する意識が見受けられます。

◇被害を受けた際に相談しなかった理由について〈村民意識調査〉



## (1) DVの防止に向けた情報提供や啓発

DV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカーなどの男女間のあらゆる暴力は犯罪であり、全国的にも大きな社会問題となっています。

そのため、暴力行為は深刻な人権被害であるとの認識のもと、被害の未然防止に取り組めます。

### 主な取り組み

#### ● 暴力等の被害防止に向けた啓発

- ・ 広報や社会教育の場などさまざまな機会をとらえて、「DV防止法」や「ストーカー規制法」などの認識・理解がより一層深まるよう意識啓発を行い、暴力等の被害防止に努めます。

#### ● デートDV対策の推進

- ・ 交際中の若い人たちの間で起こるデートDVの防止に向けて、村内中学校・人吉球磨管内高等学校等との連携による正しい理解や認識に向けた教育・啓発や働きかけを行います。

#### ● 女性の防御力の向上

- ・ 女性がターゲットとなる犯罪被害から自分で身を守るための実践的な学習機会を提供します。

## (2) 相談・連携体制の整備・充実

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすい傾向があります。

意識調査等からは、被害をうけても相談に至らない場合が多く見受けられました。

暴力の被害を長期化・拡大化させないために、早期相談・早期発見に努めることが重要であることから、相談体制の充実とともに、関係機関との連携強化を図ります。

### 主な取り組み

#### ● DV等に関する相談支援

- ・ 配偶者や恋人からの暴力など、さまざまな問題に対し、「熊本県女性センター」などの相談窓口の周知に努めます。

#### ● 関係機関等との連携による被害者の早期発見と支援体制の充実

- ・ 医療機関や保育・教育機関、民生委員、児童委員など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関等に対し、相談先の周知や被害者の早期発見及び通報の必要性について理解を深めるための情報提供を行います。
- ・ DV被害者に対する適切な支援を行うため、山江村児童虐待及びDV対策地域協議会における連携強化を図ります。

## (3) 被害者に対する支援の推進

被害者やその同伴者の一時保護が安全かつ確実に実施されるよう支援を行うとともに、個人情報等の厳重な管理に努めます。また、被害者の自立に向けて、被害者の立場に立った支援に努めます。

### 主な取り組み

#### ● 被害者に関する個人情報保護の徹底

- ・ 住民基本台帳の閲覧制限や住民情報が記載された書類の発行制限など、DV被害者の個人情報の保護を徹底します。

#### ● 被害者の自立への支援

- ・ 被害者やその同伴者が自立できるよう、安定した生活基盤を確保し、被害者に対して支援のための情報提供や心身における支援体制を強化します。

## コラム④

### ※ 女性に対する暴力をなくす運動について（令和2年度）

相手の同意のない性的な行為は、性暴力です。性暴力は、性別や年齢にかかわらず起こります。身近な人や交際相手、配偶者から被害を受けることもあります。

性暴力被害に悩んでいる方を見かけたら、相談先を教えてあげてください。

# 勝手にYESと 思い込むのはNO!



相手の同意のない性的な行為は、  
**性暴力**です。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、全国共通番号から相談を！

内閣府  
性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ  
#8891

警察庁  
性犯罪被害  
相談電話 #8103

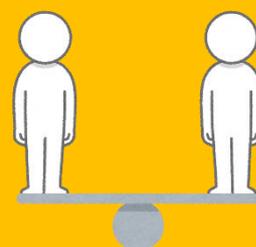


内閣府 性暴力対策 検索



パープルリボンとは女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。

## 第 5 章 計画の数値目標



## 第5章 計画の数値目標

山江村の現状・課題を踏まえたうえで、男女共同参画社会の実現に向けて以下の目標値を掲げ、その達成に向けて各種施策を推進していくものとします。

### (成果指標)

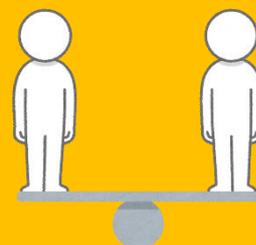
基本目標	項目	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
1	学校教育における男女平等達成感	52.0%	60.0%
1	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等達成感	25.1%	40.0%
1	男女共同参画社会基本法の認知度	20.1%	30.0%
1	山江村第3期男女共同参画推進計画の認知度	—	30.0%
1	村広報紙、その他メディア等への男女共同参画社会づくり推進の記事等掲載の回数	—	6回
2	乳がん検診受診率	46.4% (令和元年)	50.0%
3	家庭生活における男女平等達成感	55.4%	70.0%
3	地域活動・社会活動の場での男女平等達成感	36.7%	50.0%
3	職場における男女平等達成感	41.6%	50.0%
3	男性料理教室の参加者数	46人 (令和元年)	50人
4	村の審議会等における女性の登用率	29.9%	40.0%
4	区長に占める女性の割合	0地区	3地区
4	村役場の管理的地位にある職員(課長級以上)に占める女性の割合	0.0%	10.0%
5	女性相談センターの認知度	25.1%	40.0%

### (活動指標)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
村の審議会等における女性人数 (1審議会あたり)	3人以上	3人以上	3人以上	4人以上	4人以上
区長に占める女性の人数	1人	1人	2人	2人	3人
村役場の管理的地位にある職員 (課長級以上)に占める女性の人数	0人	1人	1人	1人	1人

## 第6章 計画の推進体制

- 1 推進体制の整備
- 2 連携体制の整備
- 3 計画の進捗管理



## 第6章 計画の推進体制

### 1 推進体制の整備

#### (1) 庁内推進体制

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。また、本計画の取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、関係各課の連携を密にし、本計画の推進に努めます。

#### (2) 庁外推進体制

山江村男女共同参画審議会において、計画の実施状況の把握・点検を行うなど、男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進を図ります。

### 2 連携体制の整備

#### (1) 各種団体等との連携

男女共同参画を推進していくためには、村が直接取り組む施策だけではなく、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、各種団体等と連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

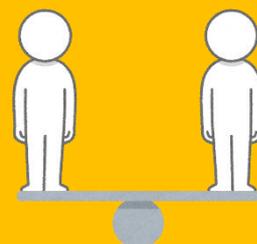
#### (2) 国・県等との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

### 3 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものにするため、計画の進捗状況に関して、達成状況を毎年調査・点検します。また、計画の最終年度である令和7年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、本村における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

# 資料編



- 1 山江村男女共同参画推進条例
- 2 山江村男女共同参画審議会委員名簿
- 3 山江村男女共同参画推進庁内委員会設置要綱
- 4 山江村男女共同参画推進庁内委員会委員名簿
- 5 策定の経緯
- 6 用語解説
- 7 男女共同参画社会基本法
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

# 資料編

## 1 山江村男女共同参画推進条例

平成 23 年 3 月 18 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保され、互いに社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利を目的とした事業を行う法人又は個人、公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行が、社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないこと。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、村、地域及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活及び他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が平等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営むことができるように配慮されること。

(6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成に鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行わなければならないこと。

#### (村の責務)

第4条 村は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 村は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するにあたり、国、県、村民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

#### (村民の責務)

第5条 村民は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 村民は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 すべての人は、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシャル・ハラスメント(他の者を不快にさせるような性的言動をいう。)

(3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

2 村は、前項各号に掲げる行為の防止について、必要な広報活動その他啓発に努めるものとする。

#### (公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 すべての人は、公衆に表示する情報において、前条第1項各号に掲げる行為を助長する表現を用いないように配慮しなければならない。

#### (男女共同参画基本計画)

第9条 村長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

(1) 村長は、計画を策定するに当たっては、村民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

(2) 村長は計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(3) 前2号の規定は、計画の変更について準用する。

(村民の理解を深めるための措置)

第 10 条 村は男女共同参画の推進について、村民及び事業者の理解を深めるため広報活動等を通じて、適切な措置を講ずるものとする。

(民間活動への支援)

第 11 条 村は、村民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(相談の対応等)

第 12 条 村は、性別に基づく人権の侵害等に関する村民の相談に対応するものとし、その対応については関係機関と連携して、適切な処理をするよう努めるものとする。

(調査研究等)

第 13 条 村は男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(推進体制の整備)

第 14 条 村は、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(男女共同参画審議会の設置)

第 15 条 村は村民の視点による男女共同参画のむらづくりを推進するため、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて村長に意見を述べることができる。

(1) 男女共同参画社会の形成のため施策の樹立とその推進に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成の促進における調査研究に関すること。

(3) 第 12 条相談の対応等の処理に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要なこと。

(組織)

第 16 条 審議会は、委員 8 人以内で組織し、男女いずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 審議会は、識見を有する者、各種団体から選出された者、その他村長が適当と認めた者をもって組織し、村長が委嘱する。

(委員の任期)

第 17 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 18 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 19 条 会長は、必要に応じて審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(雑則)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 山江村男女共同参画審議会委員名簿

NO	選任職域	職名	氏名	任期	備考
1	教育委員会	教育長	藤本 誠一	R3.1.15 ~ R5.1.14	
2	人権擁護委員	委員	犬童 美津子	R3.1.15 ~ R5.1.14	
3	区長会	会長	平瀬 憲一郎	R3.1.15 ~ R5.1.14	
4	婦人会	会長	川村 悦子	R3.1.15 ~ R5.1.14	副会長
5	青年団	団員	蕨野 絵里	R3.1.15 ~ R5.1.14	
6	民生委員・ 児童委員協議会	会長	谷川 安照	R3.1.15 ~ R5.1.14	会長
7	識見者	地域人権 教育指導員	中村 和弘	R3.1.15 ~ R5.1.14	
8	住民代表	住民代表	上村 純加	R3.1.15 ~ R5.1.14	

### 3 山江村男女共同参画推進庁内委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた動きの具体化と、男女共同参画施策の総合調整と積極的な推進による庁内組織の充実を図るため、山江村男女共同参画推進庁内委員会（以下「推進庁内委員会」という。）を設置する。

#### (職務)

第2条 推進庁内委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 庁内における男女共同参画の意識改革及び環境整備に関すること。
  - (2) その他男女共同参画の推進に関すること。
- 2 推進庁内委員会は、調査審議の結果を村長に報告するものとする。

#### (組織)

第3条 推進庁内委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は職員のうちから村長が命ずる。
- 3 委員の任期は2年とする。

#### (委員長等)

第4条 推進庁内委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、推進庁内委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議の招集)

第5条 推進庁内委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

#### (庶務)

第6条 推進庁内委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

#### (委任事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年1月22日から施行する。

## 4 山江村男女共同参画推進庁内委員会委員名簿

番号	氏名	課局名	役職	任期	備考
1	上部 友嵩	総務課	主事	R2.10.1 ~ R4.9.30	
2	柳瀬 真奈美	産業振興課	主幹	R2.10.1 ~ R4.9.30	
3	尾方 路美	税務課	主幹	R2.10.1 ~ R4.9.30	委員長
4	椎屋 大地	健康福祉課	主事	R2.10.1 ~ R4.9.30	副委員長
5	大園 実佳	会計室	主事	R2.10.1 ~ R4.9.30	
6	中村 祐樹	企画調整課	係長	R2.10.1 ~ R4.9.30	
7	尾方 博典	建設課	主事	R2.10.1 ~ R4.9.30	
8	地内 優維	教育委員会	主事	R2.10.1 ~ R4.9.30	

## 5 策定の経緯

開催日・期間	会議等	主な協議内容
令和2年12月23日	第1回庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村民、職員アンケート結果報告</li> <li>・ 計画の進捗状況について</li> <li>・ 趣旨説明及び計画骨子内容検討</li> </ul>
令和3年1月15日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村民、職員アンケート結果報告</li> <li>・ 計画素案の内容検討</li> </ul>
令和3年1月27日	第2回庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画素案について</li> <li>・ 数値目標について など</li> </ul>
令和3年3月2日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの結果報告</li> <li>・ 計画案の追加・変更点について</li> <li>・ 計画の承認 など</li> </ul>

## 6 用語解説

あ行	
育児休業・介護休業法	<p>育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のこと。</p> <p>育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としたもの。</p>
M字曲線	<p>日本で 15 歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときにできる曲線のこと。M字型曲線ともいい、30 代前半を谷底とする形を表したもの。</p>
エンパワーメント	<p>本来は英語の「パワー（力）」からきており、「力をつけること」という意味。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力をいう。</p>
か行	
家族経営協定	<p>家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、公的な第三者の立会いのもと文書で協定書をつくること。</p>
合計特殊出生率	<p>ある年次の年齢別出生率にしたがって子どもを産むと仮定した場合に、1 人の女性が生涯平均何人の子どもを産むかを示したもので、15～49 歳までの女性の年齢各歳ごとの出生率を合計したものだ。</p>
国連婦人の地位委員会	<p>経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946 年 6 月に設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第 3 委員会）に対して勧告を行う。</p>
固定的な役割分担意識	<p>一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男女ははじめからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいう。</p>
さ行	
ジェンダー	<p>人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男</p>

	性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) という。ジェンダーはそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。
次世代育成支援対策推進法	次世代の社会を担う子どもを育成する家庭への支援、子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備のための、国若しくは地方公共団体が講ずる施策、または、事業主が行う雇用環境の整備、その他の取り組みを推進するために必要な措置等について定めた法律。
女子差別撤廃委員会	女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第 17 条に基づき設置され、1982 年 4 月に同委員会委員の第 1 回選出が行われた。締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する 23 人の個人資格の専門家により構成され、締約国が提出する報告を検討することなどを主な機能としている。
女子差別撤廃条約	昭和 54 年(1979 年)に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和 55 年(1980 年)に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60 年(1985 年)に批准した。
女性の参画加速プログラム	女性の参画加速のための基盤整備を行うとともに、社会の中で活躍が期待されいながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当て、女性の参画を阻む課題に対し、民間団体、地方公共団体等と連携した重点的な取組を推進するためのもの。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進するための法律。
セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。
<b>た行</b>	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うとされている。 平成 11 年(1999 年)6 月には男女共同参画の推進を法律面で明確化した男女共同参画社会基本法が制定された。

男女共同参画社会基本法	<p>「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、平成 11 年（1999 年）6 月 23 日に公布・施行された。</p> <p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。</p>
DV (ドメスティック・バイオレンス)	<p>女性、子ども、高齢者、障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待など」をいうが、女性問題としては夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。</p>
DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするもので、平成 25 年に一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなっている。</p>
<b>は行</b>	
パワー・ハラスメント	<p>職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。</p>
フレックスタイム	<p>変形労働時間制の 1 つで、1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者とその生活と業務の調和を図りながら、働くことにより、労働時間を短縮しようとするもの。</p>
「北京宣言」及び「行動綱領」	<p>平成 7 年（1995 年）到北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択されたもので、「行動綱領」は 21 世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12 の重大問題領域（1 貧困、2 教育と訓練、3 健康、4 女性に対する暴力、5 女性と武力抗争、6 経済、7 権力及び意志決定、8 女性の地位向上のための制度的な仕組み、9 人権、10 メディア、11 環境、12 女兒（少女））があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。また、「北京宣言」では、女性の地位向上とエンパワーメントを一層前進させるため、効果的、効率的かつ相互に補強し合うジェンダーに敏感な政策及びプログラムを計画・実施・監視することが必要であると宣言している。</p>

<p>ポジティブ・アクション（積極的改善措置）</p>	<p>様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。</p> <p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。</p>
<p><b>ま行</b></p>	
<p>マタニティ・ハラスメント</p>	<p>働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと。妊娠中や産休後に会社で受ける「心無い言葉・行動」「解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導」が主な行為である。</p>
<p><b>ら行</b></p>	
<p>ライフステージ</p>	<p>人間の発達段階を、独特の特徴が現れるいくつかの区切りをもってとらえるもの。一般的には、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分されている。</p>
<p>ライフスタイル</p>	<p>生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味を持っている。</p>
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）</p>	<p>平成6年（1994年）の国連の国際人口・開発会議において掲げられた概念であり、女性の人権の重要なひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは女性自らの意思で子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定することが可能な権利のこと。</p>
<p>6次産業化</p>	<p>農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。</p>
<p><b>わ行</b></p>	
<p>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）</p>	<p>一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>

# 7 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正

平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱  
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

#### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第5三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センタ

—又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

### (保護命令)

- 第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を

生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護，捜査，裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は，その職務を行うに当たり，被害者の心身の状況，その置かれている環境等を踏まえ，被害者の国籍，障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに，その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は，職務関係者に対し，被害者の人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため，加害者の更生のための指導の方法，被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し，必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は，次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村，社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は，第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は，政令の定めるところにより，都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第一号及び第二号に掲げるものについては，その十分の五を負担するものとする。

2 国は，予算の範囲内において，次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際

(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者

暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

---

---

山江村第3期男女共同参画基本計画  
(2021年度～2025年度)

---

令和3(2021)年3月

発行・編集

熊本県山江村 健康福祉課

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356-1

T E L 0966-24-1700 F A X 0966-24-5669

---

---